

平成24年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

平成24年3月6日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 6時31分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石浩之
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	鈴木重男
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	栗 野 育 夫
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

書 記	薄 井 時 夫
書 記	佐 藤 博 樹
書 記	大 鐘 智 夫

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 1 8 号 那須烏山市東日本大震災復興推進基金設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 1 9 号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する等の条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 2 0 号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 2 1 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 2 2 号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 3 号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 4 号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 5 号 那須烏山市水防協議会設置及び運営条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 6 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 2 7 号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 2 8 号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 2 9 号 那須烏山市障害者自立支援法施行条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 3 0 号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 3 1 号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正について（市長提出）

- 日程 第18 議案第32号 那須烏山市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第33号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第20 議案第34号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第21 議案第35号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第22 議案第36号 那須烏山市立図書館協議会設置及び運営条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第23 議案第37号 那須烏山市公民館運営審議会設置及び運営条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第24 議案第38号 那須烏山市児童館運営委員会設置及び運営条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第25 議案第39号 那須烏山市自然休養村センター設置、管理及び使用料条例等の廃止について（市長提出）
- 日程 第26 議案第40号 那須烏山市観光物産センター設置及び管理条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第27 議案第41号 那須烏山市いかんべ記念館設置、管理及び使用料条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第28 議案第10号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について（市長提出）
- 日程 第29 議案第11号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第30 議案第12号 平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第31 議案第13号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第32 議案第14号 平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第33 議案第15号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算

- (第3号) について (市長提出)
- 日程 第34 議案第16号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第5号) について (市長提出)
- 日程 第35 議案第17号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算 (第6号) について (市長提出)
- 日程 第36 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計予算について (市長提出)
- 日程 第37 議案第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第38 議案第3号 平成24年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第39 議案第4号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第40 議案第5号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第41 議案第6号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第42 議案第7号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第43 議案第8号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第44 議案第9号 平成24年度那須烏山市水道事業会計予算について (市長提出)
- 日程 第45 付託第1号 請願書等の付託について (議長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（滝田志孝） おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、平成24年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますのでご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る2月27日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いをいたします。

---

◎市長あいさつ

○議長（滝田志孝） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄） 平成24年第2回那須烏山市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては年度末何かとご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、昨年3月11日の東日本大震災から、間もなく1年を迎えようとしています。市内にはまだまだ各地につめ跡が残されております。また、その後の福島第一原発の放射能漏れ事故は、市内の農業、企業活動そして市民生活に大きな打撃を与え、今も風評被害、生活の不安に伴うさまざまな対策に追われているところでございます。

このような中、先週3月1日の木曜日、午前7時32分ごろ、茨城県沖を震源といたしまして大震災の余震とみられる地震がございました。東海第二原発のある東海村で震度5弱を記録したところでございます。幸い津波の発生はなく、運転を休止をしている原発に異常はなかったということでございますが、日本原電と原子力開発機構は、東海原発と再処理施設周辺にある複数の活断層が連動する可能性は否定できないという報告をいたしておりまして、巨大地震発生の可能性は十分あるのではないかと危惧をしているところであります。

本市では、これまで近隣県の原子力施設事業者に対して、情報提供を受け、意見を言えるように安全協定を締結するよう、県に対して強く要望してまいりました。また、県内自治体の損害賠償請求を県が中心になってとりまとめられるよう要望してきたところでございますが、これらについて、栃木県では2月28日、正式に対応することを表明したところでありまして、

放射能対策について一步前進したものと考えているところであります。

東海村にあります東海第二原発と再処理施設は、本市の東端地域まで直線距離わずか32キロでありまして、烏山庁舎からでも45キロでございます。福島第一原発事故では、施設から46キロ離れた市町村まで計画的避難区域となっておりますことから、同じような事故が起きた場合への備えは非常に重要であると考えております。

加えて、東海第二原発は、昭和53年の運転開始から35年がたちまして老朽化いたしております。東日本大震災では、津波が防波壁上端に70センチまで迫り、日本原電ではもう少し津波が高かったら、福島同様の事故となった可能性も否定できないと報告をしているところでございます。加えて、ことし2月には、東海第二原発の津波対策は、東日本大震災の何と2日前に完了したことが判明をいたしております。

このような状況にありますことから、既に議員各位には、先の全員協議会におきまして素案を説明させていただきましたが、市といたしましては、現在、危機管理マニュアルの策定中でございます。その中に原子力災害時における暫定行動計画を定めることにいたしております。これは原発事故により、那須烏山市が計画的避難区域となる被害を想定をし、職員の行動マニュアルを具体的に定めたものでございます。今後、さらに内容を精査をし、万が一に備えてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、今次定例会おきましては、当初予算案9件を上程をさせていただきます。大震災と不況の影響を受けて非常に厳しい財政状況であります。平成24年度は震災、水害からの復旧、復興、学校給食センター整備、放射能対策など安全安心を柱に、教育、福祉、医療を重点的に置き、選択と集中の姿勢で一般会計124億8,000万円を編成いたしました。

ほか、平成23年度補正予算案8件、条例案24件の合わせて41件の議案と報告案1件をご提案申し上げます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（滝田志孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

15番 高田悦男議員

16番 中山五男議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（滝田志孝） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月21日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力をお願いいたします。

---

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（滝田志孝） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

内容は、平成23年11月30日午前11時50分ごろ、那須烏山市田野倉85番地1付近の那須烏山市保健福祉センター駐車場内において、市職員が運転する市所有の公用車が進行方向を変えようとバックした際、既に同駐車場内に駐車中であった相手方車両の左側前方に過って接触をし、損害を与えたものであります。

事故の相手方とは、損害賠償額といたしまして車両の修理費用18万1,843円を支払うことで和解が成立をしたものでございます。何とぞ慎重審議をいただきまして、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。



本件は、報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。質疑はありませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の報告も損害賠償の額の決定及び和解ということでございまして、市職員による公用車の物損事故ということでございます。これまでもたびたび議会のほうにこういう案件が報告されまして、その都度、議会のほうでも安全運転について喚起をするような質疑がなされてきたところでもありますけれども、残念ながらこれが絶えないのが状況でございます。

各課などを回ってみますと、それぞれの課のほうでは交通事故発生、それはいつを起点としているのかわかりませんが、何日まで無事故というようなことを掲げている課もあるようでございます。そういうふうに職場内でなるべく職員の交通事故が発生しないように安全運転義務の指導をしていただきたいと思いますと思うんですが、その点についてご答弁を求めるものであります。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） ただいまの交通事故の防止の指導教育の部分で、平成23年7月から全課を挙げて公用車事故ゼロ運動を展開してございます。きょうでちょうど250日目になろうかと思うんですけれども、残念ながら、今回報告した案件も含めて7月以降では4件ほど、ちょっとした不注意な部分とか、そういうものも含めて、7月以降ではそのような事故が起きてしまったということでもありますけれども。

8カ月で4件ということで、これ、多いと言われれば多いんですけれども、この運動を展開していることで各課の朝礼、毎週の中で1回ぐらいはこの交通事故防止の呼びかけ、それらも指導しておりますので、いくらかは効果があるかなと思っております。この250日が300日、1,000日と続けられるように今後とも指導していきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 参考のために2点ほどお伺いいたします。

今回は運転手が100%過失と思われまして。そのために18万1,843円を支払うことになったわけですが、公用車のほうも相当壊れたのではないかと思います。公用車の修理費が幾らかかったのか。1点。

もう1点お伺いします。公用車総数、去年の決算書を見ますと消防自動車等を含めまして149台とあります。今は少々台数が変わったかもしれませんが、これらの自動車の損害賠償を受けているのでしょうか。人身事故、物損事故が起きた場合の、かわって賠償してくれる保険料、この保険料は市では総額幾ら支払っているのか。この2点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、1点でございます。相手がとまっていたというようなことで、これは10対ゼロということになりますので、100%補償で18万円、今回の金額になります。公用車のほうは、やはり傷がついてしましまして、これは修繕料ということで13万3,266円ほどの修理代がかかってございます。

それから、公用車、今ご指摘のように消防自動車を含めまして150台ほど保有してございますが、これは企業会計も含めたすべての金額ということで年間336万円ほど支払っているところでございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そうしますと、今回の事故によりまして、相手方に対しておよそ18万円1,000円、公用車が13万3,000円、合わせまして32万何がしの物損事故になったわけなんです、この運転していた職員に対して何らかの処遇を科すことがあったんでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今回の事故を受けまして、担当課長及び当事者を呼びまして口頭で注意をしたところでございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおりでありますので、ご了解を願います。

---

◎日程第4 議案第18号 那須烏山市東日本大震災復興推進基金設置及び管理条例の制定について

○議長（滝田志孝） 日程第4 議案第18号 那須烏山市東日本大震災復興推進基金設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国では、平成23年10月17日、東日本大震災からの復興に向けまして、被災団体が単年度予算に縛られることなく、地域の実情に応じて弾力的、かつきめ細やかに対処できる資金といたしまして、取り崩し型復興基金を創設をいたしました。栃木県では、各市町に平成23年度中に交付金として一括交付をいたし、各市町で基金を設置し、平成24年度から基金を活用し、復興事業を実施する運用方針を決定をいたしました。

本案は、この交付金を復旧事業の財源に充てるため、東日本大震災復興推進基金を設置する条例を制定するものでございます。なお、詳細につきましては、総合政策課長より補足説明をさせますので、慎重ご審議の上、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、議案第18号につきまして補足説明を申し上げます。

本基金につきましては、特定被災地方公共団体でございます9県に対しまして、特別交付税により財源措置されるものでございます。栃木県には12月に40億円が交付されております。県において既に基金に積み立てが行われておりますけれども、この配分方法でございますが、県の事業と市町村事業、この配分割合が1対1ということでございますので、市町事業に対して20億円が配分されるということになってございます。

市町事業の20億円分につきましては、均等割、人口割、被災状況割の率によりまして配分されるわけなんです、均等割が35%、人口割が25%、被災状況割が40%の率として26市町に配分されるものでございます。

本市の配分額につきましては、8,937万円となっております。各市町につきましてはこの基金を設置をいたしまして、この配分金を積み立てをいたしまして、平成24年度から27年度までの4年間でこの基金を活用した事業を行うということになってございます。

本市におきましては、このたびの補正予算におきまして基金に積み立てをさせていただきます、この後、ご審議をいただきます平成24年度の予算におきまして3,600万円を取り崩しまして活用する予定でございます。

なお、被災状況割40%の配分でございますけれども、26市町のうち特定被災公共団体、市町全域が被災公共団体として指定されている団体が12市町ございます。それから、市または町の一部の区域が指定されている特定被災区域団体というのがございますが、こちらが5団体ございます。この12市町と5市町の配分割合が2対1になるように配分されてございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 那須烏山市の東日本大震災復興推進基金設置及び管理条例の制定についてでございますが、きょうの新聞報道でも、この栃木県下20億円の配分の状況が報道されていたと思いますが、本市においては8,937万円ということであります。

今後4年間の中で取り崩しながら、災害復興に使っていくということでもありますけれども、平成24年度ですか、3,600万円使うのは。それで、その中身について、もしこういう内容だというのがあればお示しいただきたいと思います。残りの5,000万円余のものについては、今後どのような利用方法を考えているのか。考え方があれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいま基金の充当予定と今後の活用予定ということでご質問をいただきました。このたび、県のほうから示されておりますこの基金を活用する事業につきましては、基本的には現行制度で対応できない復旧の支援対策事業、それから、被災者等に対する物資の提供等に活用する事業。それから、防災対策。再生可能エネルギーの利活用促進に資する事業等々の具体的な活用事例が示されております。

本市におきましては、この後、ご審議をいただくこととなりますけれども、平成24年度におきまして、新規事業といたしまして太陽光発電の設置補助事業を予定しております。こちら、予算額は600万円でございますが、そちらのほうに充当させていただく予定で考えております。あわせまして、被災復旧支援金事業につきまして予算措置しているうちの3,000万円分を、被災復旧支援事業の支援金の事業のほうに充当する予定で予算措置をしております。

以上でございます。（「それで、その残りの部分をどうするか」の声あり）

失礼いたしました。残りの部分につきましては、平成25年度以降、ふさわしい事業に再度検討して充当していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 2点お伺いします。公布の日はいつになるのか。この条例は公布の日から施行するとありましたが、公布の日をいつに予定しているのかが1点です。

それと、条例第4条2項の中に、有価証券にかえることができるとありますね。これは現金でありますね。銀行に積み立てることも、また有価証券にもかえることができるといいますが、まさに大変心配しているのは、例の年金消滅のA I Jの件ですよね。これはおよそ預かった24億円にも穴をあけてしまった。そんなことがあったら大変なのですが、今、こういった基金等の加入の中で、こういった有価証券の形で加入しているというような基金があるんでしょ

うか。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 基金の有価証券での活用でございますけれども、現在、地域振興基金、それから、奨学基金、この2点の基金につきまして、一部国債のほうで運用している事例がございます。

それと、条例の公布の予定でございますけれども、本条例につきましては、3月21日に議決をいただく予定でございますが、議決後、速やかに公布する予定でございます。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 震災発生の復興の基金であります、説明のとおり、本市に8,937万円が交付される。そのうち平成24年度に3,600万円を取り崩してこの事業に充てる。5,000万円が残として基金に繰り入れられるわけですが、その基金はこの活用についてはどういうふうにする。これから余震もあるわけですから、突発的に、例えば道路が余震のために災害を受けたという時点で、段階的な運用が可能なのか。

例えば今言ったような道路に関して、市が管理しなくちゃならない部分ならば、市はすぐに活用に踏み切れると思うんですが、県が管理する資産だよという場合は、それに対して県の事業に着手する前に、この復興基金を一時充てておいて、市が速やかに災害復旧に取り組めるかどうか。その辺についての考え方についてお聞きしたいと思っております。

というのは、実はきょう、今、都市建設課長に伺ったら、興野大沢に伸びる道路が午後1時半をもってやっと再開できる。約1年になりますよね、崩れてから。やはり、それには市道の部分と県でやる部分が重複していたがために、いろいろその調整に暇もとれたというふうには思っています。

そういう中で、この基金が運用できるとすれば、さっき言ったように、とりあえず市のこの基金を使って災害復旧に速やかに取り組んで、後で県がそれをまた補修をしていただく。こういうふうな運用の仕方が可能なかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 基金の充当でございますけれども、基本的には県が実施する事業については、県のほうにも20億円配分されている基金がございますので、そちらを活用いただく形になるかと思いますが、どうしても市が応急復旧的にやらなければならないというような事態が生じた場合、場合によってはそういった形で、その事業として基金を充当する

ということは可能かと思えますけれども、基本的には県の事業につきましては、県のほうからの基金の活用ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 小森議員、ちょっとよろしいですか。これは委員会に付託しますので、小森議員は総務企画常任委員会なものですから、すみません、申しわけありませんが。

そのほかに質疑等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに質疑がないようですので、お諮りいたします。

ただいま上程中の議案第18号について、総務企画常任委員会に付託したいと思えますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第5 議案第19号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する等の条例の制定について

○議長（滝田志孝） 日程第5 議案第19号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する等の条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日より、栃木県市町村総合事務組合において非常勤職員の公務災害補償等事務の共同処理が実施されることに伴いまして、これまで本市で実施をしていた非常勤職員の公務災害補償等に関する条例を一括して廃止し、改正するものでございます。

主な内容でございます。まず、これまで本市の非常勤職員や学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等事務の根拠となっておりました非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例と市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止をするものであります。

次に、非常勤職員の公務災害補償等事務の共同処理に伴い、公務災害補償等認定委員会委員

と公務災害補償等審査委員会委員が廃止されますことから、これらを非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、別表第1から削除をするものでございます。また、嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例第29条に定める嘱託職員等の公務上または通勤による災害を受けたときの補償の適用で、「那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる」の条文を、「栃木県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる」と改めるものでございます。

以上、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第19号の市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止ということであります。条例としては、市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、それと、市の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止ということと、公務災害補償等認定委員会委員というものの日額5,000円が廃止。それと、公務災害補償等審査委員、これも日額5,000円がなくなるということですが、これを県の総合事務組合における非常勤公務員の公務災害補償等事務の共同処理のほうに全部移管するというような提案だと思んですけども、この条例に関係する方々がそれぞれ何名いたのか。それぞれ該当する人数、それと、公務災害等の認定審査委員会の委員の人数とか、補償等の審査委員会の委員の人数、これが何人いるのか。それぞれ説明いただきたい。

そして、それがすべてこの県の市町村総合事務組合の共同事務に移管をされるということで、従前と同じだと、中身についてはそういうことになるということの理解でよろしいのかどうか。その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 非常勤のそれぞれの職種については、今、手持ちにありませんが、おおむね特別職、非常勤の職員というのは1,490名ほどいらっしゃいます。そのほか、任期とか人数、これらについては、ここしばらくそういう補償事故が起きておりませんので開催しておりませんが、それぞれ5人程度置いておいた。

ただ、今回、条例を廃止しますので、そういう審査もすべて総合事務組合でなされるということから、うちのほうの条例からそれらの部分を削除するというような改正でございまして、あと、この補償一括処理、共同処理されるにあたって、今までここ何年もそういう事故が起きておりませんので何とも言えない部分ではありますが、もし万が一起きた場合、こういう事

務に精通していない職員が担当するわけでございますので、今後は専門的に今、県内では年間十数件起きているようでありまして。そういうもののノウハウのある職員が担当することになりますので、事務の執行とか認定、そういうものもスムーズに行くのかなということで、補償に関しては影響ありませんが、若干そういう意味ではスムーズに進められるという点では、若干利点かなと思われるところかと思っております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それと、その非常勤職員の公務災害に認定を受けられる該当者が1,490人いるというふうに考えればいいですね。これまでは市の災害認定の審査委員会が5名、災害補償委員会が5名いたと。これも今回をもって廃止して、県の災害認定のほうに引き渡す。こういうふうな考え方でいいですね。今までと補償内容については変わらないという理解ですね。よろしくをお願いします。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決いたしました。

---



◎日程第6 議案第20号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第6 議案第20号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、退職、採用、異動等による職員数の変更により、職員定数条例の職員定数を290人から268人に改正をするものでございます。現在の職員定数は、平成22年3月議会の条例改正により290人と設定をいたしておりますが、その後、昨年は279人に減り、平成24年度は268人になるためでございます。

22人の減員でございますが、市長の事務部局の職員を221人から204人とし、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の職員を58人から53人といたしまして配置を調整いたしております。

また、市長の事務部局の職員が併任をいたします選挙管理委員会の事務部局の職員は、昨年6月、総務課に危機管理室が設置をされ、総務課職員がふえたために、14人から15人にふやしております。

なお、この条例上の定数に市長、副市長、教育長、南那須地区広域行政事務組合への派遣職員は含まれておりませんので、申し添えます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 3点ほどお伺いいたします。今回、定数22名を減とすることのようであります。そのうち、今回、図書館を今度は企業へ民間委託しましたから、その分5、6名ぐらいは当然減ってもいいのかなとは思いますが、しかし、特別それ以外の事務事業が市全体として減ったわけでもない。そうしますと、今までの職員数がちょっと余分だったのかなという、それを今回減らしたのかなという感じもするんですが、その辺のところはどうであったのか。これが1点です。

2点目ですね。将来、那須烏山市としまして理想とする職員数、これは何名ぐらいに考えているのか。

3点目は、今回、正規な職員定数を減をします。しかし、今のところ、嘱託とか臨時職員、多分100名前後いると思います。こういった臨時や嘱託職員で埋めることによって、安定した住民サービスというのが維持できるのか。この辺のところを心配しているところであります。

以上3点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かに今回、今までの条例定数が290から268、22名の減になるわけですが、ご指摘の図書館の指定管理の部分もございます。それ以外に、今年度平成23年度末に定年退職、早期退職も含めて15名の退職がございます。ふえる要因としては、新採用職員5名ほど想定しておりますので、それらの差し引き部分とかで290よりも、またさらに減るといってございまして、本来だと毎年この条例定数を見直せばよろしかったかもしれませんが、その条例定数の内数ということで昨年度はこの改正は見送っておりますので、今回、22名ということは大きな数字の乖離がございますので、今般改正をさせていただくということでありますので、ご理解いただければと思っております。将来の職員数に関しては、平成24年度中に職員適正化計画を策定する予定でございますので、それらの中でよく検証した上でお示しをしていきたいと思っております。

確かに、臨時職員、年間130名程度、これは保育園、幼稚園、これらの資格職、それから看護師、それらのものを含め半分以上がそのような形であります。それ以外にも産休とかという部分で臨時職員で対応しているものもございまして。これらについても面接試験、採用試験等でよく資質を見きわめて採用しておりますし、あと、職員数は少なくなっても、今後とも職員の資質向上、これらの指導研修をして、資質を下げないような形でサービス向上には努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 3点のうち2点につきましてはわかりました。もう1点の、嘱託臨時職員、ただいまの説明ですと130名前後いるそうですが、このことについて、私は以前も一般質問の中で申し上げたことがあります。これは、保育所、幼稚園、同じ仕事をしていながら低賃金で使っている。これはやはり子供のこれからの保育で、よくない傾向が出ないかというようなことで質問をさせてもらったことがあります。これらのことも検討されまして、決して定数を減らすことばかりがいいことではないと私は考えておりますので、さらなる検討をお願いをいたしまして、了解いたしました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 今、中山議員が言われたように、私もちょっと耳にしたんですね。住民の方が、窓口に行ったんだけど、窓口の職員が対応してくれなかった。それを見かねた隣にいた女子職員が来て対応したというような話を耳にしたんですけれども、やはり民間の場合、利益というものを最優先にします。

でも、この市役所の場合は、やはり住民にサービスを怠ってはいけないと思うんですよ。減らすことが目的であって、サービスを怠るようなことであれば、これは計画的な人員削減にはならないわけですよ。そういうふうな、現に市民がサービス窓口に行って対応してもらえない。それを見かねた隣の課の女子職員が来て対応している。こういうふうな話を聞きますと、ちょっとまずいのかな。

それと、先ほど言われた15人からの退職者が出る。これはもうほんとうにベテランなわけですよ。民間企業などでもよく問題になるんですが、退職者に対して新規採用、この辺のところの計画性がないと、ちょうど歯抜けになる年代がくるんですね。だから、役職者が課長クラスの人が退職した場合、その補佐をやっているメンバーが対応力がない。そういうような人材の抜け歯状態の対応であっては、これこそ本当に市民サービスに欠ける一番の問題になるのかなと思うんですけれども、そういった人員の計画削減というものはどのようにしているか、ちょっと伺いたいです。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 毎年、職員採用にあたっては、退職職員の半分を補充していくというのを基本的に今のところ実施しているところでございますが、先ほど申し上げたとおり、平成24年度中に新たな職員の適正化計画を策定することにしておりますので、そこらを見すえつつ適正な形で定めていきたいと思っておりますし、接遇の問題は基本中の基本、これは何においても同じでありまして、けさも市長の全体朝礼の中で接遇を大切してくれという訓示をいただいたところでございまして、総務課としては改めて平成24年度中には接遇研修を市単独の、研修協議会のほうに出すのではなくて、市単独で接遇研修をやりたいということで予算措置もさせていただきました。あとは各課の職場研修、これらも大切だと思っておりますので、しっかり今後とも指導していきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 先ほど専決処分の話がありました。これも前から同じような話を私もしていますけれども、私もたまに用があって市役所の窓口に行くんですが、確かに課によって、また人によるのか、やはり差があります。市民向けの態度ではない。行っても、待っている人がいるということもわかっているけれども、パソコンをのぞいているというような状態、こうい

った人が私から見て3分の1はいます。

それと、先ほど言った専決処分の公用車の事故、こういったものも先ほどから言われているように、訓示しました、注意しています、やっています。これではだめだと思います。やはり、昇給なり昇格の対象範囲に中に入れていかないと、職員は自分が本当に損をするんだと、迷惑をかけたんだという反省の場をつくって、そういうものが明確になるようにしていかないと、結局採点のしようがないわけですよ。

民間の場合であれば、生産性がどれだけ上がったとか、効率改善をどれだけやったとかと数字になるんですね。やはり事務方というのは見えないですよ。態度、対応する能力、こういったものに対して厳罰を与える。市長が言うような事故を起こした場合、悪いということはわかっているわけですから、やはりその辺のところは昇格なり昇給の対象にしていくべきと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かに人の接遇のあり方、人によってというか、200人から300人いますと、積極的にできるもの、なかなか難しいものという部分はあろうかと思えます。これらの指導、教育不足というのは反省をしたいと思っております。今後、それらも十分指導、徹底するほか、今のところないと思っておりますので、今後ともいろいろ気がつく点があれば、ご指摘いただければ、そちらのほうも参考にしつつ指導していきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 私が言いたいのは、住民のためにそこにいるんだということの意識がはっきり言って欠けているんですよ。だから、少なくとも窓ぎわに座っている課長、また係長が、ある時間になったらAさんはどこにいるのというチェックするんですよ。そのときにどのような行動をしているかということ、課長なり係長はその職員のやっている仕事を監視するんですよ。そうすれば、自分のところの課が本当に機能しているかということがわかるんですよ。そういうふうなものの見方、観測をするということをしないと、結局自分の目が監視する立場の人が、そういうふうな監視できない状態なんです。そういう状態で、職員を指導しろと言ったって、先ほどから言っているように、言葉で終わっちゃうんですよ。

そんな管理者ではやはりまずい。そういうふうなものを伝統的に続けていかないと、先ほど話した歯抜けの状態が穴埋めにならないんです。やはり課長職になったら、自分の職員がどういう仕事をしているのかということをも自分なりの観察方法をもって指導していくことをやらないと、結局は年がくれば、私は退職するんだからいいんだという感覚になってしまっただけで、先ほどの人員削減が定年になったからやめた、次の仕事はしません。こういうふうな人間をつくっていけば、当然後継者も同じ道を歩むんです。

そういうことのないように、やはり公用車が事故を起こしたといったのであれば、どれだけの損をして、そういったものに対してどういう罰則を与えられるんだと。やはりそういうものを現実的に見て評価していくということが必要じゃないかなと。だから、この人員削減にしても、どここの課で定年退職が何人いるんだとなれば、その後、後継者はどういうふうになっているんだという見方をしないと、人が育たない。また、育てようがありませんので、そういった面で人員削減、当然1年先、5年先が見えるわけですから、そういった面で指導を徹底してもらえればありがたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今、平山議員がおっしゃったとおりであります。その都度、管理職は職員の管理と職員の育成も担っているわけでありますので、そういったことをこれからも邁進してまいりたい。またそういうことで課長に徹底してもらいたい。あわせて、年度末、毎年職員の評価は各課長から上に向かってまいります。そういうことで、評価していることは事実であります。そんなものを含めて、これから3月半ばになろうかと思いますが、職員の異動とか昇給、昇格、そういうものを参考にさせていただきますので、また今やっている評価がどうかということも反省点もありますが、ほかの団体のそういったものも参考にしながら、その評価書、そういうものは今後も精査してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時11分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

◎日程第7 議案第21号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第7 議案第21号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団の報酬及び団員の費用弁償について、組織再編による消防団活動の増加と隣接市町との均衡を図るため、一部を増額するものであります。主な内容は、部長級の報酬を4万6,000円から6万円に、火災及び水害等の出勤にかかる出勤手当を1回700円から1,500円に増額をするものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第8 議案第22号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第8 議案第22号 那須烏山市職員給与条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、給与構造改革の一環といたしまして、年功的な給与構造の見直し、管理、監督の地位にある職員の職務、職責を端的に反映させるため、国の管理職手当を定率制から定額制に変更している実情にかんがみ、本市の管理職手当を定率制から定額制へ変更するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、議案第22号につきまして補足説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思うんですが、第7条の2におきましては、現行の条文の

下線部分を文言の改正後の下線部分に改めるものでございまして、この背景といたしましては、平成18年の人事院勧告におきまして、地域における公務員給与の水準の見直し等が行われまして、平成19年4月から俸給の管理職手当を定率制から定額制に変更した国の給与制度改革に準ずるといふことで、定率制から定額制に改めるものでございます。

ご案内のとおり、本市の管理職手当につきましては、具体的な支給率につきましては規則によって定めておりまして、参事につきましては現時点で9%、課長については6%、主幹については5%となっているところでございますが、今回の改正につきましては、先ほど市長からの説明にもありましたとおり、年功的な給与構造の見直しという観点を第一義としまして、同じ役職であるのに経験、年数、それらの差によって当該手当の額に差が生じてしまうというような年功的な要素を排除すること。さらには、県内の情勢も定率制から定額制で支給額の均衡、これらも参考にしつつ、整合性を図りつつ、定額制に改めるものということになります。

定額制に伴う具体的な金額につきましては規則で定めることにしておりますけれども、参事につきましては1%上げて10%、課長につきましては3%上げて9%、主幹につきましては2%上げて7%というふうにするものでございまして、ちなみに金額で申し上げますと、参事が4万4,300円、課長は3万7,400円、主幹職が2万7,800円ということになります。

なお、制定附則の第1項中につきましては、特定職員、これらの職員につきましては給料、それから管理職手当、期末、勤勉、これも100分の1.5を減額するというようになっておりますので、これらも定額制になった部分、同じような措置をするというような改正でございまして、このようなことで改正するということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 現行では、参事が9%、課長が6%、主幹が5%ということございまして、これが定額制になるということなんですけれども、最初に9%が10%に、6%が9%に、5%が7%にというふうにおっしゃられますと、何か定率制のパーセントだけ上げたのかなというふうに錯覚してしまうんですけど、この参事は4万4,300円、課長が3万7,400円、主幹が2万7,800円で、この額で定額とするという考え方なんですかね。

そうしますと、今までよりは、プラスマイナスでいきますとどういふふうになるのか。あと、100分の1.5を減額するとかいうのがありましたですが、それも含めて今回の改正で職員



給与がプラスになるのかマイナスになるのか。参事は何人いて、課長が何人いて、主幹が何人いるのか。その辺もちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） あくまでも規則で定めるのは定額として、先ほど申し上げた金額なんです、それを率で、これは基準給与で率で計算であらわしますと先ほど言ったような、10%、9%、7%程度になるということでご理解いただきたいと思います。

なお、これで率でも上がっていますように、金額はプラスになります。現時点で参事が4名、課長16名、主幹36名おりますので、それぞれの月額で見ますと、参事が2万2,500円程度、課長が16人いますから20万5,000円程度上がる。主幹職が36名いますから27万円程度上がるということになります。全体、年間を通しますと約600万円程度の金額になるということでご理解いただきたいと思います。

25名ほどこの特定職員はいるんですが、それらも含めてということ。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 3点ほど質問したかったんですが、率についてはおおむね了解をいたしました。

今、平塚議員の質問で、どのくらいふえるのか。平成24年度の予算から調べましたところ、一般会計、特別会計合わせまして、この管理職手当は522万円、対前年で増額になっています。ですから、これはふえるのかなと私は感じてはいたんですが。

それと、先ほどの提案理由の説明によりますと、国家公務員のほうは平成18年度に勧告があり、平成19年度からこれに従ってもう既に改正していた。しかし、本市ではこれからということなんですが、なぜ国家公務員どおりその当時改正しなかったのでしょうか。その事情について伺います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 本市は従来から、人事院勧告に準じて改正をしてきたところでありまして、国はご指摘のように平成18年に改正、平成19年度から定額制を採用しているところですが、ちょうど本市としましては、平成19年度、部長制を廃止のときにその管理職手当も見直しをかけたというようなこともありまして、また、人件費の抑制、そういうものも含めてということで、そのときには引き上げになるものですから改正しなかった。

ただ、先ほど申し上げたとおり、今、県内の情勢、近隣の市町、それらのバランスを考えましても、ほとんどがこの定額制になってきているということと、支給額につきましても隣の那珂川町も引き上げられているというようなことから、やはり均衡を図るということで今回、

改正をさせていただきたいと考えているところでございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第9 議案第23号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第9 議案第23号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年12月議会定例会におきまして、市職員給与条例を一部改正をし、再任用職員

の給料額を引き下げたことに伴いまして、再任用職員の2級相当額の例により設定をしております本条例の嘱託事務員の賃金を同様に、21万4,000円から21万3,400円に引き下げるものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。昨年の給与改定に伴って嘱託職員の月額を下げるということですが、現在、再任用職員が何人いて、嘱託事務職員が何人いるのか。その辺、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 現時点でこの条例に伴う再任用職員は該当者がおりません。ただ、こういうふうな決め方をしておりますので、職員の給与と同じように給料表の削減を図るという形になります。ただ、これに準じた形での職員というのは2名採用しているところでございまして、それらには影響があるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その準じた職員というのはどういう内容なんですかね。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） これは専門的知識、技能、これらを有する職員ということで、現時点では登記事務関係、土地の売買とかそれに絡んでの登記事務、そんなものを専門的知識がないとなかなかできないものですから、そういう職員。それから、運転業務として特に、安全安心、それから地理的に地図に明るい。そういうふうな者ということで2名、現在採用しているところでございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 先ほどの説明では、該当者はいないということですが、これに準じた専門的知識を要する職種に準じた職員がいて、これに適用するということがございます。本市でも嘱託職員とかあるいは季節職員というか、1年間だけ採用する職員とかいろいろありますが、そういうものに連動して、実際そういう方々が現場で負う仕事は何ら正職員の方と変わらない勤務をされているというふうに私は思います。

そういう中で、現場での、また専門的な仕事に従事される方の給与を一律に引き下げることについては、どうも納得いかないということで反対をさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第10 議案第24号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第10 議案第24号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、現在、烏山中央公園前とJR烏山駅前に設置をしております月極め有料駐車場の利

用対象者を明確化するとともに、J R 烏山駅前の月極め有料駐車場の利用区分を J R 烏山線利用者と、近隣の会社等に勤務するため利用する市内通勤者の2つに区分をし、それぞれ使用料を設定をするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書の裏1ページをごらんいただきたいと思いますが、まず、7条関係、駐車場の制限等につきましては、これは下線部分、文言の修正ということでご理解いただきたいと思います。この真ん中辺にある7条の2、これが新たに新設をするものでございまして、今まで中央公園、駅前駐車場ということで設定していたところでありましたが、やはりその利用目的、これらを明確にし均衡を図るという意味も含めて、この7条の2を新たに追加するものでございまして、市の駐車場を有料とするものは次の区分ということで、1号で中央公園の有料駐車場を規定しておりまして、これらにつきましては近隣する事務所、事業所に通勤する者と明確にうたって、2号として駅前駐車場につきましては、2つの区分、J R 烏山線を利用して通勤、通学する利用の仕方。それと、そこにとめて、近隣の事業所に勤務するための利用の仕方、これらを明確に区分をして、この後、説明する料金のほうも均衡を保ちつつ改正をするというものでございます。

8条関係、17条関係、次の19条関係も文言の修正でございますので、省略をさせていただきますが、別表2、第11条関係の表をごらんいただきたいと思います。中央公園につきましては、中身的には変わっておりませんが、区分という欄を設けまして、先ほど設定しましたように、市内の通勤者という項目が入りましたので新たに加えるということでもあります。

烏山駅前の月極め有料駐車場につきましては、今まで一括月1,050円というふうな設定の仕方だったんですが、やはり現状を見ますと、烏山線を利用して通勤、通学に使っている方、それと、そこにとめて近隣の会社に勤めている方、そういう方が若干おられますので、そうするとやはり中央公園との均衡が保たれないということから、利用目的、これはもともと烏山線の利用向上ということで設置している観点から、利用向上のための通勤の場合には従来どおり、市内勤務者につきましては、中央公園と同じように3,150円に引き上げて均衡を図るというものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の市民駐車場の関係でございますが、中央公園内駐車場とJR烏山駅前の有料駐車場ということでございます。これについては、今まで3,150円と駅前が1,050円ということであったんだけど、駅前についても、市内に通勤するために駐車場を利用している場合には同様に3,150円に改めるといふものだと思います。

現在、この中央公園、駅前の有料駐車場を契約されている方が何人いるのか。烏山駅前有料駐車場のJR烏山線利用のためにこの1,050円で契約されている方が何人いるのか。これが今度の改正によって市内通勤と区別するわけですけれども、そのうち市内通勤者は何名というふうに見込んでいるのか。その辺のご説明をお願いしたいと思います。

あわせて、市民からよく指摘を受けるんですけども、これは前から大きな問題なんですけど、山あげ会館の駐車場、これも自分の占有権を持ったかのように1カ月間丸々駐車している方がいらっしゃいます。一方では、このように有料になっているところもあれば、そのように無料でとめている方もいる。こういうことでは行政の不均等になりますので、山あげ会館前の駐車場についても、月極めの利用者についてはこのようにきちんと料金をとってはいかがかなというふうに思うんですけども、その辺の考え方もあわせてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 中央公園は生涯学習課が所管でございますので、中央公園については後で生涯学習課長のほうから答弁をいただきたいと思います。

まず、駅前なんですけれども54台のスペースがございまして、現在、53台、ほぼ満杯状態に契約してございます。このうちJR烏山線を利用して通勤、通学している者が42名、残りの11名が市内の事業所に勤務。大体8対2というような状況にございます。この11名について、今回、2,100円ほど上がるということでご理解いただければと思っています。

それから、ほかの駐車場の関係です。これは確かに何回もご指摘いただいて、今までも見直しとか改善、検討はしてきたところなんですけど、なかなか進んでいないというのが現実でございまして、最近になって、管財のほうで何日か調査をして、通常とめている台数がどのくらいあって、どういうものか。ナンバーの把握をしまして、陸運事務所のほうに照会することにしております。それで確認した上で撤去通知を出す。陸運事務所からということになると、結構効果があるだろうと期待しているところでありまして、まずはそういう排除に向けて努力をしたい。今後、利用料の問題につきましては、施設の管理の部門、そういう部分と協議しなければなりませんので、今後、十分検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 中央公園につきまして、スペース50台分ほどございますが、当初で平成23年度、20台ほどを見込んでおりましたが、今回、補正予算で減額させていただきますが、現在は14、5台ということで推移しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 山あげ会館前の駐車場の関係でございますが、ご承知のとおり、山あげ会館前駐車場につきましては、平成20年4月から観光協会に指定管理をしまして、適正な維持管理に努めているところでございます。この有料化については、平成20年度ですか、有料化に向けて検討しておりましたが、一般市民からの反対もありまして、現在の無料になっているという状況でございます。

山あげ会館前の駐車につきましては、常時30台、40台近い無断駐車がなされているところでございます。これらの排除について、観光協会のほうでも努力をさせていただいておりますところでございますが、なかなか難しい状況にあるという状況でございます。

これらの無断駐車につきましては、観光協会のほうと連携をとりまして、少しでも排除できるように今後とも努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 総務課のほうの説明は大体わかったんですが、山あげ会館の問題ですよね。これは観光協会に委託をしたわけなので、その駐車場についても本来委託をして、なかなか山あげ会館の利用客が伸びない状況で、実は観光協会の役員会等でもあそこを有料にして、観光協会の収益にあてられないかというような論議があるそうです。

そういう点でも、お金にはならないけれども、厳しい管理をと言っても、観光協会のほうでなかなかやらないと思うんですよね。その辺がきっちり観光協会の収益に結びつくならば、厳しくその辺は対応されるのではないかなというふうに思いますので、駐車場のスペースについても観光協会に委託をして、有料にして、これをやるべきではないかなと私は思うんですけれども、その辺の考え方、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 山あげ会館の前の駐車場でございますが、先ほど総務課長から説明があったように、今、陸運事務所に照会して対処いたしますので、あそこからは違法駐車、常時駐車しているものは排除していきたいという考え方でございますので、ぜひご理解いただき

たいと思います。

今後の管理につきましては、あそこは山あげ会館利用の駐車場と広域避難場所でありますので、そういったことも含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この議案に対しましては私もこれで結構です。2点ほど提案を申し上げます。

ただいま平塚議員からもさまざまな意見が出ましたが、私が調べましたら、市の駐車場、駐輪場合わせて14カ所あるそうですね。その14カ所のうち、今回は中央公園と駅前2つを有料にしているわけなんですけど、それ以外の駐車場についてもやはり一部有料として、きっちりと、これは区分をしてお金を取ることにしてはいかがかなと思っております。これが1点です。これは後でよく検討してください。この庁舎前の駐車場にもどうも常駐している車が何台もあるような感じを受けますので、この辺のところも検討願いたいと思います。

もう1点お伺いします。これは滝田議長が今から5、6年ぐらい前だったでしょうか、この駐車場、特にこの職員駐車場を有料にすべきではないかと、そのような一般質問をしたことを私は記憶にあります。それに対して、市長は検討いたしますと言って、いまだ検討していないような気がしますので、私、調べてみたんですが、役場付近に役場職員が大体常駐しておくところは2カ所ありますね。この県道沿い、それは約700平米ほどあります。けさ、私、見ましたら、あそこは22台ぐらいは駐車できるスペースがあるんですね。あそこの料金は多分16万5,000円じゃないかと思うんです。これを22台で割りますと1台当たり年間7,500円の駐車料金を払っていることになりますので、これも一部は職員が負担すべきではないかなと思います。

さらに、この役場の北側ですね、あそこはもっと高いですね。約3,000平米あるんですが、70万3,000円払っているんですね。そうしますと、今見ますと30台駐車スペースがあります。1台当たり2万3,400円もこの駐車場の料金がかかっているわけです。この辺のところをやはりこれから検討をして、この借地でないところもあわせて、職員の車の駐車料金については検討すべきではないかと感じたものですから、申し上げた次第であります。答弁は結構です。

○議長（滝田志孝） 答弁はよろしいんですか。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されている那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の一部改正についてに関しての質問をいたします。



ただいま平塚、中山両議員から質問がありました。それとまた重複するような形で大変恐縮なんですけど、私も質問しようかなと思っておりました。山あげ会館前の駐車場、私も時々あそこにとめるときがあるんですが、先ほど答弁がございましたように、常時35、6台はとまっているのかなというふうに思っております。

それから、もう1カ所、この南那須庁舎の公園の隣のところも駐車場があるかと思うんですが、そこもやはり常時何台かとまっているのではないかと思います。駐車場、今、中山議員の質問の中に、市内に14カ所ぐらいあるということでもございましたけれども、やはり一番大事なことは、山あげ会館のようなああいう施設の場合には、その施設の目的によって設置された駐車場じゃないかなと思うんですね。

そういうことも十分に勘案して、先ほど市長が言われたように、陸運局のほうに届けるとかそんな形で毅然とした対応をとるべき部分と、駐車場として有料として市民からお金をいただくという部分を明確にしていかないと、やはり公平性に欠けるのではないかなというふうに思っておりますので、今、私が申しあげましたこの公園の隣の市民駐車場あたりも何台ぐらいとまっているのか。もしわかっておりましたら何台ぐらいとまっているというのをお知らせいただきたいと思っております。

それと、これについては質問は結構でございますけれども、やはりそういうその施設施設の目的に応じて、ここは有料、ここは無料というようなことをはっきりとしていくべきだと。その対応を早急にとられるべきではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 烏山線沿線の関係の駐車場につきましては、どうしても烏山線利用向上というような目的もありまして、すべてが有料化がどうかということも十分議論していかなければならない問題かなと思っておりまして、それ以外の駐車場につきましても、今、ご指摘いただいた点、有料化に向けて確かに検討する時期、前から言われていますので、特に結論を出すべき時期かなと思っておりますので、早急にこれからも検討していきたいと思っております。

ただ、この庁舎前とか駅前のものについては、今のところ無料なものですから、常時の台数は把握しておりません。現時点で先ほど申し上げたとおり、ほかのところでは常時何台ぐらいとまっているか、今、調査をしておりますので、その結果を受けて陸運事務所のほうに、3日か4日連続して調査をしてみないと常時かどうかというのはわからない部分があるものですから、そういう調査を踏まえて陸運のほうに照会した上で対応していきたいと思っておりますし、今後、それらの問題も含めて全体的な有料化に向けてはほかの課とも関連がございますので、

関係課と調整しつつ前向きにやるべきだろうと私も思っていますので、検討していきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 山あげ会館の部分ですけれども、これは先ほどの副市長の答弁で毅然とした対応をとるということでもございました。今、総務課長のほうの答弁も対処していきたいということですが、これはおそらく3年か4年前にも一度こういう問題が出されているかと思えます。ですから、今回、また、そういう問題提起をしたわけでありますから、これは早急に対応をしていただきたいと思います。

特に、山あげ会館の場合は、あれを有料で貸すということになっちゃうと、山あげ祭や何かのときに、私は借りているんだからという既得権が出てきてしまいますので、その辺の絡みもあるかと思えますので、十分考慮して、それで、今申し上げましたように、前にもこういう問題を発言しているの、早急に対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今、総務課長も答弁しましたし、また、久保居議員の提案もございましたようなことを十分参考にいたしまして、各駐車場、それから、駐車場ばかりではなく公共用地、そういうところに車を置かれている方がおるかと思えます。そういったものも調査して、そういったことを喚起してまいりたい。

特に、先ほど申し上げましたように、山あげ会館、あそこは山あげ会館利用者を目的に駐車場を設置しております、また、今、久保居議員から提案がございましたように、各種イベントの際、そういったものを排除しなければなりませんので、また、避難場所等にもなっているわけであります。そういう非常事態の際、車があってもできないということになると困りますので、そういったことも含めましてあそこに駐車している方については、これはこういったモラルのことも含めて喚起して、あそこに駐車をしないように、これは行ってまいりたい。そういう対応をとってまいりたいと思えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） ちょっとお時間をいただきたいと思います。

まず、金額ですね。3,150円と1,050円とありますが、この150円とか50円というのは消費税分相当額なのかなというふうに思うんですが、一般的に土地の場合は消費しないものですから、消費税がかからないのかなというような気がいたします。ちょうど私の裏に専門官がいらっしゃいますので聞いてみたら、やはりそうかなというようなところなんです。

もし、消費税がかからないとすれば、1,000円とか3,000円にするというようなこと

で、かかればやむを得ないのかなとは思いますが、答弁は結構でございますので、ちょっと調べていただいて、上手にやれば、もしかするとそれをすり抜けることができるかもしれないという、すり抜けて市民の皆さんに少しでも安く提供できるような考えをお願いできればと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） これは旧烏山時代にそういった料金設定をしてございますので、そんな経緯もあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、これから烏山線利用向上ばかりではなく、その近隣の事業所等にお勤めしている方も料金をいただくという、そういう区分をしてございますので、これは民間の駐車場料金とも相当絡みがございまして、そんなことも含めて検討して、もしそういう料金改定する場合には、必要があればその都度また、改正条例のご提案を申し上げたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

◎日程第11 議案第25号 那須烏山市水防協議会設置及び運営条例の一部改正  
について

○議長（滝田志孝） 次に、日程第11 議案第25号 那須烏山市水防協議会設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、水防法が改正されたことに伴いまして、水防協議会設置及び運営条例の法令条文を改正するものでございます。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の水防協議会設置及び運営条例の一部改正でございますが、現行のものが改正することによって、文言の改正だけなのか、中身が変わるのか。その辺もう一度説明をお願いします。

なお、この水防協議会というのは、どのような組織構成でだれがトップなのか。内容についてもご説明をお願いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今回の改正は、法律の改正で引用条例、条文が、今までの26条だったものが34条に変わったということなので、中身的には一切変更はございません。

なお、この水防協議会ですけれども、メンバーは26名で構成されております。会長が市長になります。残り25名が委員となりますが、まず、消防署長、分署長、那須烏山市には2カ

所の消防分署がありますが、それぞれの署長、分署長、そのほかに消防団幹部、これは分団長以上の幹部であります。23名プラス分署長等が2名、それに市長が入って26名で構成されているというふうな状況でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 会議は必要に応じて開くことができるとありますが、実際にこの会議を開いて水防計画等について協議をしているのでしょうか。1点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 5月が水防月間になっておりまして、毎年5月中にこの水防協議会を開催しております。そのときに、水防計画であるとか、河川の警戒水位、待機水位、それらを毎年確認をし、いざというときに万全を期するために毎年定例的に開催しているというふうな状況でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第12 議案第26号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 次に、日程第12 議案第26号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年地方税法の一部改正により、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を受けようとする者がすべき申告の特例等に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、税務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） それでは、説明を申し上げたいと思います。

ページをめくっていただきまして改正条文の新旧対照表のほうをお開きいただきたいと思っております。まず、第51条の改正につきましては、準用する地方自治法の規定に法律番号を表示するための改正でございます。

次の下段になりますが、第54条の改正につきましては、準用する地方税法施行規則の条項が改正されたことに伴う改正です。改正等の場所は、ページをめくっていただきまして3ページの第7項のところのところに該当するものでございます。

次に、附則第12条の3の削除につきましては、運用期日が終了したことに伴うものでございます。

ページをめくっていただきまして、第22条の改正につきましては、東日本大震災の被災者等に係る国税関連法律の臨時特例に関する法律の一部改正が施行されたことに伴いまして、雑損控除といたしまして、災害関連支出として申告できる期間が3年延長されました。平成26年3月15日までの申告期限までに支出しました費用を計算し、申告できることとするものでございます。

この雑損控除の申告期限延長の改正に関する市民の方々への周知につきましては、今、確定申告時期でございますので、その際に説明し、さらには広報等を利用いたしまして説明申し上げたいと思います。

以上で説明といたします。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 昨年の東日本大震災による被災者のうち、雑損控除等に該当するものの数というのはおよそつかんでいるのでしょうか。もし、把握しているとしたら、その数。それに、そうしますと減免するわけなんですけど、市民税と固定資産税が大方減免されると思いますが、およその額を試算されていたら、そのことについてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 今、ご質問いただきました雑損控除に該当すると思われる方の数でございますが、この雑損控除につきましては、建物、要するに居住用財産に損害を受けた方が申告することができるわけでございますので、建物が壊れた方、または乗っている車が壊れた方、または塀が壊れた方、お墓が壊れた方と、多種多様にわたっておりますので、該当する数というのはちょっと把握できない状態でございます。

ただし、今回、総務課のほうで発行しました罹災証明の数等も把握しまして、現在、確定申告相談事務をしている中で、受付窓口をふやしまして、皆さんにサービスが低下しないような体制はとっておりますので、結構雑損控除の場合は時間がかかった相談を受けている状態でございます。

次の減免関係ですが、この雑損控除に対する減免というのはないわけですね。これは申告の所得控除でございますから、税の減免とは違いますので、その関係については直接お答えするわけにはいきませんが、平成23年、税の減免をいたしましたので、その数字をお知らせしたいと思います。

現在まで、住民税といたしましては144件、958万5,500円減免しました。固定資産税につきましては503件、1,165万6,400円減免してございます。合わせまして今回の雑損控除は、本来ならば平成23年に被災されましたので、今の申告、平成24年から控除を受けることができるんですが、特例によりまして平成22年所得ということで所得控除を受けることができる規定となっております。その関係で、平成23年度の住民税の雑損控除を受けた方の数が93名で、控除金額1億9,351万6,622円です。

私が雑損控除と申し上げますのは、被災された方も雑損控除でございますが、泥棒に入られた方とか、そういう方も含まれますので、そのうち数軒は被災以外の数字になっています。これを細かく分けるわけにはいきませんので、総額を報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎日程第13 議案第27号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第13 議案第27号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年の住民基本台帳法の一部改正により、ことしの7月から外国人住民に住民票が作成されることに伴いまして、住民票や戸籍の附票の写しの交付事務の取り扱いに関し、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。



○議長（滝田志孝） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） それでは、那須烏山市手数料条例の一部改正についての詳細説明をさせていただきます。

ただいま市長の提案理由で述べましたとおり、現在、本市では住民票の写しの交付、住民票の写しの広域交付、戸籍の附票の写しの交付手数料について、1枚200円を徴収しています。また、世帯全員の住民票の写しを交付する場合には、1枚で5人まで記載できることから交付手数料は5人まで200円、6名以上は5人につき200円を加算して徴収しています。本市においては、この単位によりこれまでの交付事務を取り扱ってきたところですが、平成21年の住民基本台帳法の一部改正により、ことしの7月から外国人住民にも住民票を作成することになり、外国住民票の記載事項に国籍、在留資格、在留期間などが記載され、住民票の記載項目がふえる関係上、世帯全員の住民票につきましては、これまで1枚で5人まで記載できたものが、1枚で4人までしか記載できないことになってしまいます。

この状況に関し、このたび住民基本台帳法の一部改正にあわせ、県内市町の住民票の交付手数料を調べましたところ、ほとんどの市町が1枚という単位ではなく世帯の人数に関係なく1件を単位として、1枚当たり200円を徴収している実情でございます。

よって、本市といたしましては、県内各市町の実情にかんがみ、その均衡を図るため、住民票の写しの交付、住民票の写しの広域交付、あわせまして戸籍の附票の写しの交付による手数料について、1枚という単位ではなく、世帯の人数に関係なく1件200円として徴収する取り扱いに改正するものであります。

なお、附則に規定しております施行期日につきましては、外国人住民に住民票が作成されるのはことしの7月からになりますが、この取り扱いの変更については、住民サービスの利便性の向上に寄与するものであることから、4月1日とするものであります。

また、外国人住民にも住民票が作成されることに伴い、外国人登録法が廃止になる関係で、本手数料条例で規定している外国人登録法に基づく登録原票に関する証明に関する手数料事務も廃止されますが、その項目を削る改正は、追って6月議会にて他の関係条例とともに一括対応する予定であることを申し添えます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の手数料条例の一部を改正する条例でございますが、今までと大きく違う点は、住民基本台帳法の改正に伴って住民票の写しの交付の手数料の単位を、今まで

は1枚200円だったものが1件200円になるということでございまして、そうしますと、例えば(1)の住民票の写しの交付というのが、1枚に4人まで記載できるんですけども、それは4件と数えるようになるのでしょうか。

その辺がちょっと、今まで5人まで載ったらしいんですけど、これが4人までしか載らないという説明でしたので、そうすると、それは1件ではなくて4件というふうな数え方で、例えば200円で今まで済んでいたものが800円かかる。こういうふうになるのか。その辺がちょっと説明がわからないので理解できない。

○議長(滝田志孝) 平山市民課長。

○市民課長(平山 隆) 新旧対照表を見ていただきたいんですが、今までは5人まで記載できたもので、6人以上は2枚になりますので400円という形だったんですが、今回は人数に関係なく1件200円ということです。ですから、600円になるのではなくて6人でも10人でも15人でも200円ということです。利用する方は負担が減るわけでございます。

○議長(滝田志孝) 17番平塚英教議員。

○17番(平塚英教) わかりました。そういうことで了解しました。

それと、外国人の登録を7月から住民基本台帳法の登録でやるようになるということなんですけれども、それらは6月議会に、その扱いについての条例関係は提出されるということではないんですね。

○議長(滝田志孝) 平山市民課長。

○市民課長(平山 隆) 外国人の登録の関係の施行が7月1日なものですから、6月の定例会に削除する一部改正は提案したい。

○議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

○16番(中山五男) 1点お伺いします。手数料はさまざまな手数料があるわけですが、最も安いので戸籍手数料の200円ということになります。それで、実際、1枚200円で発行した場合、出費というのはどのぐらいかかっているものか試算したことがあるのでしょうか。

○議長(滝田志孝) 平山市民課長。

○市民課長(平山 隆) 平成22年の決算のほうから追ってみました。住民基本台帳も今はコンピュータ化されて、民間のTKCという会社で委託してやっているわけなんですけど、その年間の異動処理料とかその回線使用料、合わせますと平成22年度で1,132万7,929円、平成22年度の決算で金額がかかっております。

それプラス用紙代が、複製防止のための特殊な用紙を使っていますので、その用紙代が1枚当たり2円30銭かかりますので、それを平成22年度の住民票発行枚数、1万1,216で

割りますと、住民基本台帳システム費が1,010円プラス用紙代ということで、1枚当たり1,013円かかっている計算になります。これは人件費は入っておりませんので、住民票の写しばかり交付しているわけではないものですから。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま上程中の議案第27号についてお尋ねをいたします。

7月から外国人登録制度から住民基本台帳へ載せる。いわゆる住民票登録制度になります。現在、外国人登録制度、何名ぐらいが登録されているのか。また、7月にそのまま住民票に記載にしようと思われる人数がわかれば、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 外国人登録に基づきました登録数は260名だと思います。外国人登録者の中でも、短期滞在は入りませんので中長期の滞在者が該当します。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第14 議案第28号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用

### 料条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第14 議案第28号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

#### 〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、七合診療所で行っております興野出張診療所の診察日を変更するものでございます。興野出張診療所は、現在、毎週火曜、金曜の2回、七合診療所の医師が診療をいたしております。七合診療所の患者数が大きく増加している一方、興野出張診療所の患者数が減少しておりますことから、興野出張診療所の診療を毎週1回、金曜日に変更をするものでございます。また、興野出張診療所の診療時間でありました火曜日午後1時から3時までは、これまで七合診療所を休診としてまいりましたが、今後は診療時間とするものでございます。

なお、興野出張診療所の診療日を週1回に改正することにつきまして、興野地区の自治会長各位にご説明の上、ご理解をいただいております。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 地元ですから聞かないわけにはまいりませんので、質問させていただきます。

長い間、この興野地区の出張診療を行ってきたわけでありまして、私らが子供のころからずっと週2回やっていただいて、地域の健康と福祉増進には大いに寄与した部分があると思います。しかし、今、提案理由の説明にもありましたように、七合診療所、本店のほうは非常にお客さんがふえて盛況のようではありますが、支店のほうは残念ながら患者数が減少している。こういう説明でありましたが、新年度から週2回が1回になるという話でありまして、ゆくゆくはゼロになるなんていうことは毛頭ないんでしょうね。ここで1点、釘を刺ささせていただきたいと思っております。

減少しているとはいえども、ゼロではないと思います。今の患者数がわかりましたらば、現在の数を教えていただきたいと思いますと思っております。

また、自治会長さんにはご相談申し上げて了解を得たということではありますが、自治会長だけが住民ではないはずでありまして、その地域の住民の人にどういう情報で提供して周知徹底を図って、金曜日だけの診療にするのか。この点についてもわかっている範囲でお聞かせをいただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） まず、広報の周知徹底でございますが、きょう、もし議決になれば、3月15日号のお知らせ版、並びに4月1日号のお知らせ版に掲載して、全市民の方に周知徹底を図るとともに、あと興野地区の自治会の皆さんには班内回覧という形で周知徹底をしたいと思っております。

これは昨年の11月に先生と定期的な相談を持ったわけなんですけど、そのときに、医師のほうから週2回を週1回にしてはというようなご意見をいただいたものですから、検討を重ねた結果、これは先が決まったわけではございませんが、当面の間、週2回を週1回という形で運営していこうということになりましたので、まだその先は全然決まっておりません。いつ廃止にするかというようなことはまだ話はしておりませんので。

患者数のことなんですけど、平成22年1月から12月まで、平成23年1月から12月までの患者数についてご報告したいと思っております。まず、平成22年度は102日営業しております。それで、累計患者数が377名。平成23年度が99日営業で372名の患者数でございます。ちなみに平成22年度は1日当たり3.7人。平成23年度は1日当たり3.8人ということで、3人から4人の患者さんがかかっていると思われまして。高齢者の方で定期的にかかっている患者さんが多いと思われまして。

以上です。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） この患者数は今報告がありましてわかりましたが、この条例の一部を改正するわけでありましてから、2回が1回だよというふうに条例を決めるわけですよ、ここで。ということは当面はやらないとかやるとかという話ではなくて、私が言おうとしているのは、診療の2回が1回になって、それは当分ないよと。それはわかります。しかし、この条例の改正は結局当分の間、2回を1回にしたんだから、また患者数がふえればまた2回に戻すよというふうにもさっき聞きましたから、そうではないんでしょうという再度確認をさせていただいて、質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） これは患者数が3人から4人というような現実があるものですか

ら、これがまた10人、20人とかとふえてくる場合には、逆に診療日をふやすとかという改正もあると思います。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） その場合は条例を改正するというのでいいんですね。

○議長（滝田志孝） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） はい。そのとおりでございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

1番田島信二議員。

○1番（田島信二） 診療所の時間なんですけれども、8時30分から13時となって、興野に行くのに13時には行けないと思うんですけども、どうなんでしょう、これ。帰ってきてすぐにまた15時から17時まで七合診療所に帰ってきて、この時間をちょっとずらしたらいいんじゃないですか。どうなんでしょうか。

○議長（滝田志孝） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） これは時間に間がないということですね。これは、事前に余裕を持っていくとかという形でありますので、必ずしも時間ぴったりということではありません。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第14 議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第15 議案第29号 那須烏山市障害者自立支援法施行条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第15 議案第29号 那須烏山市障害者自立支援法施行条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年に制定された「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法の一部が改正をされ、平成24年4月1日から施行されることに伴い、障害者自立支援法施行条例の過料の規定を改正するものであります。

主な内容は、新たにふえた地域相談支援事業、受給者証の未返還、未提出者を過料の対象に含めるものでございます。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第29号の市障害者自立支援法施行条例の一部改正についてでございますが、今、市長の提案の理由にありましたように、条例の数字の改正と受給者証または地域相談支援受給者証の提出ということで、若干その文言が加えられたわけでございますが、中身については従前にやっていたものに、地域相談支援の受給者証関係が加わったものかなというふうに思われるんですけども、この地域相談支援の関係については、どこの事務所でどのような相談業務に乗られるのか、どういう内容でこれが運営されることになるのか、説明を求めるものであります。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 地域相談支援事業の内容の説明を求められていると思います

が、地域相談支援事業は、障害者自立支援法第5条第18項に規定されているもので、地域移行支援と地域定着支援のことを言いまして、病院や入所施設から地域での生活ができるようにするための支援計画を立てて、それを推進していくというようなサービスで、それについても受給者証を発行するということから、今回の条例の改正になりました。

地域相談支援は、指定相談支援事業所としまして、市内にごございます施設としましては大和久福社会のほうの事業を現在はやっております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、その今考えられる見通しですが、この受給者証はおおむね何名ぐらいの分を発行する予定に考えておられますか。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 精神科の病院とかからの退院支援みたいなものにつきまして、社会的入院の方の1%程度を対象にするということで、障害者福祉計画上は平成24年から26年の計画期間中に4名程度を考えてございます。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第15 議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決いたしました。

---



◎日程第16 議案第30号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第16 議案第30号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年度から平成26年度を計画期間とする「那須烏山市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」並びに同計画期間中の介護給付サービス見込み量及び保険料の推計により、新たに第1号被保険者の介護保険料と率を定めたために、条例の一部を改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） ただいま上程となりました議案第30号 那須烏山市介護保険条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

介護保険条例の一部改正につきましては、第2条の保険料率について平成24年から26年度の第5期介護保険事業計画期間中における介護保険料率を改定するものでございます。第5期計画期間中の保険料の基準月額が4,918円となります。第4期の計画期間の平成23年度と比較いたしますと、1,410円で40.2%の上昇となります。

保険料率の改定につきましては、人口及び被保険者数、第1号被保険者は65歳以上の方でございまして、それらの推計、要介護、要支援認定者数の推計、介護従事者の報酬の改定、この地域では0.7%の改定を見込んだ居宅サービスや施設サービス等の給付費の推計、地域支援事業の見込み、基金の取り崩し、新たな段階区分の設定などを考慮いたしまして、保険料率基準額を先ほど申し上げました4,918円、年額で5万9,000円とさせていただきました。

新たな段階区分につきましては、第4期計画期間中の区分設定及び弾力化を引き続き実施するとともに、新たに第3段階と第7段階を細分化し、さらなる弾力化を図ることいたしました。

なお、第3段階、第4段階の特例部分につきましては、現在の条例では附則で規定しており

ますが、改正後は本則の第2条第3号及び第5号で規定することといたしました。なお、この条例の施行は平成24年4月1日からとなります。

以上介護保険条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第30号の市介護保険条例の一部改正についてでございますが、今、提案の理由にありましたように、第5期の65歳以上の介護保険の保険料を改定するという内容でございます。これについては大幅な値上げで、お年寄りの皆さんは本当に大変だとは思いますが、今まで平成22年度は8段階だったんですね。それが平成23年度が9段階になったんですかね。そして、今回また、それが細分化されるということです。

それで、それぞれ1段階から9段階までの納入義務者の対象人数などがわかれば、見込みをお知らせいただければと思います。できれば、第2条の第1項の20号からずっと。

○議長（滝田志孝） ちょっと早いんですが、10分間休憩をいたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時02分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開をいたします。

樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 先ほどは大変失礼いたしました。先ほどありました第1号被保険者の段階別の人数を申し上げます。第1段階、71人。第2段階、1,263人。第3段階のうち所得金額が120万円以下の方は599人。120万円を超える方は602人。第4段階の80万円以下の方は2,001人。それ以上の方は1,555人。第5段階の方は1,181人。第6段階の方は678人。第7段階の方は257人。第8段階の方は202人。第9段階の方は84人。合計で8,493人が被保険者数ということで、平成24年度の当初予算で計上しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の市介護条例の一部改正でございますが、第5期介護保険事業計画に基づき第1被保険者の介護保険料を改定するものであります。これは国の社会保障税一体改革の一環でございます。介護の分野でも効率、重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を打ち出し、団塊の世代が75歳になる2025年までに、要介護認定者数を現行ベースより3%減少させるという目標を掲げて、軽度の方から介護を取り上げ負担増を強いる一方、在宅強化の名のもとにコストのかかる施設医療機関の利用抑制を強める内容でございます。

このようにサービスは抑制しながら、保険料については国の負担分を応分の負担をしないということで、高齢者に乗せるということで、まさに社会保障の改悪の一体改革と私は考えます。市町村が3年ごとに改正、改定する65歳以上の保険料でございますが、今年度以降大幅な値上げが進められるわけでありまして、先ほど提案理由にもありましたように、昨年と比較をしましても大変な値上げになっております。

また、これに加えて、後期高齢者医療の保険料の負担も大幅に上がる。年金は消費者物価が下がったということも理由に切り下げられる。まさに、お年寄りにとって踏んだりけったりの制度になっております。こういうふうなお年寄りを踏みつけにするような政治の中で、負担を強いることには私は反対でありますので、反対の理由とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第16 議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第17 議案第31号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第17 議案第31号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年度税制改正により、所得税及び市民税における年少扶養控除等が廃止されたことに伴い、廃止による所得税及び市民税の増額が保育料の算定に影響を及ぼさないよう、控除廃止前の旧税額に基づき算定する調整措置を設けるとともに、児童福祉法等が改正されたことに伴いまして、条文中の引用条項や文言の整理を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、条例の改正につきまして補足説明を申し上げます。

まず、資料の1ページをお開きいただきます。第7条関係では、一時預かり保育の根拠法であった児童福祉法第6条の2が第6条の3に繰り下がったために引用を整理したものでございます。

第8条関係につきましては、前年度中の税額によって保育料算定を行っておりますが、4月から6月までは税額が確定しないために、前年度の保育料をもとに仮の階層区分で算定いたしまして、税額が確定した時点で精算する形を現在行っております。この取り扱いを第3項として明確に規定したものでございます。

2ページの別表第2の改正関係でございますが、備考第1項と第2項につきましては、保育料の算定方式を規定しておりますが、実務上は厚生労働省の通知、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について、これに基づきまして準用しております。その厚生労働省の通知を引用する形で今回規定をいたしまして、また、平成22年度税制改正による年少扶養控除等の廃止によって保育料の影響が生じないように、同通知改正のとおり、年少扶養控除等を上乘せいたしました。税額を調整後、保育料を算定する規定を新たに加えたものでございます。

続きまして、備考第3項につきましては、3歳未満児または3歳以上児の起算日を当該年度の初日としておりましたが、これを当該年度の初日の前日に変更し、保育料の基準となる年齢

は学校クラスの年齢と同じとするとともに、年度途中で誕生日を迎えたり、年度途中で入所した場合でも保育料が変わらないように、慣例法の改正に基づき改正を行うものでございます。

その他備考第4項から第8項までの下線部の改正につきましては、所要文言の整理、表形式に規定するなど整理したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正についてであります。先ほど市長並びに担当課長のほうから説明がありましたように、地方税法及び所得税法の改正により、控除廃止に伴う保育料の算定特例を設けること及び児童福祉法等の改正に伴う条文中の表現を改める所要の改正ということでございます。

端的にお聞きしたいのは、本来、減税分が認められなくて、保育料を前の基準で取られた場合には高くなるわけですね。それを緩和するために今回の提案をされたとお聞きしたんですが、実際にはどういう段階の方々かというふうな保育料が下がるというふうな表の見方をしたらいいのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思いました。

それと、延長保育が月額300円だったものを月額4,000円にするということでございますけれども、1カ月のうちにどのぐらい預けるのかわかりませんが、これは決して高くなるということではないのかあるのか。その辺の説明もちょっとお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、まず第1点目の、今回改正をしなかった場合、どのような影響を及ぼすかという点でございます。実は私どもでも、いろいろ階層区分が、10階層、保育料区分がございます。Dの2という階層が一番パーセント的に多く30%程度ございます。参考までに私のほうで試算しましたのは、例えば給与収入が400万円、そうしますと給与所得が266万円になります。従前の例ですと、所得税の関係で先ほど言いました階層区分で保育料が徴収になります。

それで計算した場合、年少扶養控除が所得税の場合は38万円ございます。扶養人数によってもその辺の数字は違って来るんですが、お子さまが2人いたという場合を想定して計算した場合に階層区分が2階層上がります。2階層といいますと大体月額にして7,000円程度が上がってくるのかなど。一概にすべての数字が7,000円前後が上がるものというふうな解釈はできませんが、いずれにしても大体階層区分としては全体的には2階層程度上がってしまうということで、かなりの負担が想定されるということでございます。

それから、一時保育の単価の関係は、これは金額の変更があるわけではございません。ただ、見やすく数字を積算したものでございます。ご了解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 4点ほどお伺いします。今回の改正により保育料というのは結局ほとんど変わらないとみなしてよろしいのでしょうか。1点目。

次に、保育料無料の子供の人員ですね、これは階層ではE階層に入る子供さんは無料であります。これは何人ぐらいいるのでしょうか。

それに、保育料の平均値、現在幾らぐらいになっているか。これをお伺いします。

次に、4点目は、よその市町村と比較して、那須烏山市の保育料というのは安いのでしょうか、高いのでしょうか。この辺のところ、数値がありましたらお伺いします。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、何点かご質問いただきました。順次説明をしたいと思います。

保育料無料のお子さんの数でございますが、全部で77名でございます。これは2月の1日現在というふうにご理解をいただきたいと思えます。

それから、保育料の平均の月額ということでお問い合わせがございました。これにつきましては、今現在は保育所のほうに入所している児童数、それから、私どもで保育料として徴収している金額、これを割り込みますと1万5,100円が平均となります。

それから、他市町村と比較いたしまして本市の保育料は安いのか高いのかというご質問でございますが、実は保育料につきましては、合併当時、これも旧南那須町と烏山町で保育料をいかにもっていったらいいかということで話をいたしまして、その当時、安いほうの旧南那須の保育料で算定した記憶がございます。ただし、保育料のほかの他市町と比較する場合に、やはり課題等ございまして、市町によっては階層区分がばらばらでございます。

それから、中には4歳児以上、国基準は3歳未満児と3歳以上児というふうに2区分なんです、大田原市などは4歳以上児というふうな区分もございまして、一概に比較はできませんが、那珂川町につきましては私どもと比較できるような内容でございましたので、ちょっとそちらのほうを確認いたしました。そうしますと、那珂川町につきましては、すべての階層において、那須烏山市と比較いたしますと高いというふうな判断ができる数字になるのかなというふうに思っております。

それから、さくら市のほうでも、さくら市が高かったり、那須烏山市のほうが低かったりということで、一概に高いほうの数字ではないのではないかなというふうには思っておりますが、

先ほど前段で申し上げましたように、階層の区分の分け方、国の基準に基づいて階層区分で分けている県内市町村はほとんどございません。大体それを国の基準を2つぐらいの区分け、いわゆる10階層程度ですね、那須烏山市で使っているものが階層区分でございますが、すべて一貫性がそれぞれございませんので一概に比較はできませんが、どちらかという目安はないかなど、総合的に私のほうで感じております。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第17 議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第18 議案第32号 那須烏山市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正  
について

○議長（滝田志孝） 日程第18 議案第32号 那須烏山市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第32号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法により、土地改良法が一部改正されたことに伴い、土地改良事業分担金徴収条例の土地改良法の引用条項を整理する所要の改正を行うものでございます。

この地域主権改革一括整理法による土地改良法の改正についてご説明申し上げますと、従来は災害が発生し、至急、土地改良施設等の災害復旧を行う必要があるとき、議会の議決を経て応急工事計画を定め事業を行うことができたが、その内容を都道府県知事に協議し、同意を得る必要がございました。

これが、地域主権改革に伴う規制緩和により、都道府県知事への協議及び同意の必要がなくなり、応急工事計画を定めた後、遅滞なく都道府県知事に報告すればよいこととなりました。このため、土地改良法第96条の4に新たに第2項が加えられることになったことに伴いまして、本条例中の土地改良法の引用条項を整理したものでございます。

なお、土地改良法の改正は、平成23年11月30日から施行されておりますことから、交付の日から施行することとしております。

何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第18 議案第32号について、原案のとおり決定すること



にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第19 議案第33号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び  
災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第19 議案第33号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第33号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、民法の一部改正に伴い、未成年後見人に法人を選任することができることとなったために、土砂等の埋立て等の許可を受けようとする申請者が未成年者である場合の法定代理人の欠格要件について、所要の整備をするものでございます。

また、平成22年の常用漢字表の改定による新たな漢字の追加に伴い、条例中の「たい積」の表記を平仮名と漢字による表記から漢字のみの表記に改めるものでございます。

何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正でございますが、今、提案にありましたように、民法の一部改正に伴って未成年者である場合にあっても、法定代理人が法人である場合の申請者の欠格要件を整備するための所要の改正ということなんですけれども、具体的事例をちょっと説明いただかないと何のことだかわからないということなので、ひとつわかるように説明をお願いします。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） それでは、ご説明をさせていただきたいと思います。

次のページを開いていただいて、1ページのところの新旧対照表を見ていただきたいと思います。その下段のほうにカのところは今、提案した内容の改正部分が載っております。未成年者である方がその法定代理人としては法人の方を代理人とした場合、法人というのは人間ではありませんので、その役員の方が、上のほうのアからオまでの欠格条件に該当した場合は、この土砂条例の許可をしませんよということでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第19 議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第20 議案第34号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第20 議案第34号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第34号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国において地価水準の変動にかかわる路線価等の見直しにより、道路法施行令の一部改正により、平成23年4月1日から指定区間内の国道に係る占用料の額が見直され、また、栃木県道路占用料徴収条例の一部改正により、平成24年4月1日から指定区間外の国道や県道に係る占用料の額が同様に見直されることに伴いまして、市道に係る占用料の額を改正するものでございます。

主な内容は、地方の地価水準の下落に伴い、占用料を平均12%程度引き下げるものでございます。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の道路占用料徴収条例の一部改正でございますが、今、市長の提案理由にありましたように、地下の下落に伴っておおむね12%減の改正を行うということでございますが、個別に1本ずつ聞いていたのでは大変なので、総括的に市の占用徴収金というのは幾らぐらいになるのか説明をお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 平塚議員の質問にお答えいたします。

改正により、どのくらい収入が減るかということです。市長の説明にもあったように、占用料が平均12%下がります。平成22年度の決算なんですが、道路占用料として447万5,433円収入を受けております。それを今回の下がった占用料で計算をいたしますと、約385万円前後の金額になります。約62万円程度の収入減というふうになります。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この固定資産の評価がえで市内の地価が下落した。そういうようなことから占用料も下げたということなら、市が貸し付けている土地が結構あちこちにありすね、個人や企業に貸している。この貸付料はこのままでよろしいのか。

今度逆に、市が借りている土地も相当あります。これらについては少々引き下げてもいいのではないかというような気がするんですが、この辺のところを変える考えはないのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 市が貸し付けているもの、また市が借り受けている土地、これ

は、議員ご案内のとおり相当の案件がございます。ただ、これについては、契約の年数であるとか、いろいろ土地の現況、状況等々によりまして、なかなか一律にと言えない部分がございます。以前にも議論はしたところがあるんですが、どうしてもまとめられなかったというような経緯があるようであります。

今回、管財だけでは済まない部分、それぞれの課にまたがっている部分もありますので、今回、管財のほうでそこら辺を調整して関係課を集めまして、引き上げ、引き下げも含めてある程度均衡あるものにしないとならないのではないかとということで、議論が始まったところありますので、なるべく早い時期に、全体的にすべてが均衡いくかどうかはちょっと何ともここでは申し上げられませんが、見直し時期に来ているのではないかと感じているところでございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第20 議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、原案のとおり決定いたしました。

---

◎日程第21 議案第35号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第21 議案第35号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一

部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第35号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法により公営住宅法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、公営住宅における入居者資格にかかわる同居親族要件が廃止をされ、自治体の判断にゆだねられることになりましたことから、引き続き原則として同居する親族がいることを入居要件に加えるものでございます。あわせて、市内に住所または勤務場所を有することとする入居条件を追加しますとともに、法令の引用条項を整理したものでございます。

また、高齢者、身体障がい者、その他の特に居住の安定を図る必要があると認められる者につきましては、従来どおり同居要件の例外とすることを規則で定めるものでございます。

何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この第5条2の件なのですが、市外の者が入居していたという例があるのでしょうか。また、これまでにあったのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 中山議員の先ほどの質問にお答えいたします。

市外の者が入居した例があるかということなのですが、平成23年度は募集はしておりません。平成22年度に3戸募集をいたしました。応募した方が9名おります。その中で2名の方が市外の方でした。3戸募集していますので抽選会をやって、たまたま市外の方2名が抽選にうかりまして、3戸のうち2戸、市外の方が入ったということです。平成22年度の例ですがそういうことでございます。

以上です。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第21 議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第22 議案第36号 那須烏山市立図書館協議会設置及び運営条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第22 議案第36号 那須烏山市立図書館協議会設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第36号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、図書館の指定管理者制度の導入及び地域主権改革一括整備法の施行に伴い、図書館協議会設置及び運営条例を改正するものであります。

主な内容は、これまで図書館協議会への諮問、答申を図書館の長が行っておりましたが、指定管理者制度の導入に伴い教育委員会が行うこととするよう所掌事務を改正しますとともに、会議の招集を館長から教育長とし、協議会の庶務を図書館から教育委員会事務局生涯学習課に

改正するものであります。

また、地域主権改革一括整備法の施行により、図書館協議会の委員の任命基準を条例で定められることとなったのに伴い、引き続き学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者としたものであります。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） これは昨年の12月の2日に教育委員会のほうから那須烏山市教育委員会点検評価報告書というのを私もいただいております。この中に、例の図書館協議運営委員会の活動状況が出ているんですね。これを見ますと、図書館協議会の開催は、平成22年の11月2日に委員8名で1回開いたとあるわけなんですね。

昨年あたりは、指定管理者制度によりこの企業に任せることになったわけですが、にもかかわらず、この重大な時期に図書館協議会をわずか1回の開催で、この協議会としての機能、役割を果たしているのでしょうか。ちょっと私は疑問を持ちました。1点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

平成22年8月、確かに平成22年につきましては1回開催ということでございました。ただ、平成23年につきましては、やはりただいまのご質問のとおり、指定管理を導入するというようなことで、会議は1回でございますが、やはり開催いたしておりまして、委員からのさまざまな意見をちょうだいし、指定管理を導入することについても問題なしというようなことで回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 1回で役割を果たしているんだということになれば、それ以上言うことはありませんが、私はやはり図書館の運営とどのような図書を買うのか。本からCDからさまざまなものを購入しますが、ああいったものについても、この運営委員会の中できちっと協議をし購入すべきではないかなと感じておりますので、今年からは企業のほうに一切任せることになりましたが、さらにこの運営委員会の活躍を期待しております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 貴重なご意見ありがとうございます。平成24年度から議員おっしゃるとおり、指定管理に移行いたしますので、協議会委員におきましてはその運営状況等について、つぶさに観察していただき、ご意見等をいただき、協議会の役割を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市立図書館の協議会設置及び運営条例の一部改正についてでございますが、今、中山議員のほうからも質問がありましたが、この図書館の協議会ですが、委員は8名だということでございます。平成22年度も1回、平成23年度も1回ということで、私らが非常に問題にしたその指定管理の導入についても、いいことだということでした承しているということでございます。その程度の協議会だったのかなということで本当がっかりしましたね。本当ですよ。そういうことで、さまざまな問題をチェックしていただいて、市民の期待にこたえていただきたいなというふうに思います。

協議会の委員の方々はどうな立場の方々がこれに参加をされてやられているのか。名前は個人攻撃になってしまいますので、その役職というか立場の方はどういう方がやられているのかお聞きしたいということと、少なくともやはりこれから民営化になるわけですから、それをきちんと市民の負託にこたえて図書館運営がされますように、点検をいただくということも含めまして、毎月とは言いませんが、少なくとも3カ月に一度、議会と同じように年に4回ぐらいは春、夏、秋、冬という感じで開いていただいて、もっともっと図書館が利用されるような対策を協議していただきたいなというふうに思うんですが、どういう方がやられているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 現在、委員につきましては、社会教育委員長、議会代表で文教福祉委員長、小中学校の図書関係の先生方、それから一般の方で学識経験のある方、図書館関係ボランティアの代表の方というようなことで構成しております。

また、ただいまご提言いただきましたように、平成24年度以降、協議会の開催につきましては回数を重ねて、よい意見等をいただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第22 議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第23 議案第37号 那須烏山市公民館運営審議会設置及び運営条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第23 議案第37号 那須烏山市公民館運営審議会設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第37号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法により、社会教育法の一部が改正され、公民館運営審議会の委員の委嘱基準を条例で定められることになったのに伴い、公民館運営審議会設置及び運営条例を改正するものであります。

主な内容は、公民館運営審議会の委嘱基準を、引き続き学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者としたものでございます。

何とぞ慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第23 議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第24 議案第38号 那須烏山市児童館運営委員会設置及び運営条例の廃止について

○議長（滝田志孝） 日程第24 議案第38号 那須烏山市児童館運営委員会設置及び運営条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第38号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市の児童館でもあります小木須児童館と宮原児童館を、昨年度をもちまして廃止をしたことに伴い、児童厚生施設であります児童館の関係通達「児童館の設置運営について」に

基づく児童館運営委員会の必要性がなくなりましたので、条例を廃止するものでございます。

なお、児童館にかわる子育て支援施設といたしまして、こども館を設置しておりますので、こども館の事業活動の充実などを図り、子育て支援対策を推進をしてまいり所存であります。

何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第38号でございますが、児童館の運営委員会設置及び運営条例の廃止ということでございまして、今、説明がありましたように、小木須児童館並びに宮原児童館が廃止されたことに伴い、児童館運営委員会を廃止するという条例でございますが、小木須児童館は解体が終わりまして、きれいに更地になりました。

なお、宮原児童館についてはレインボーハウスということで、不登校の児童の相談指導のようなことで使われているのかなというふうに思っているんですけども、これについてはどのように今後するのか。その辺の悩みを抱えている子供についての温かい指導援助といいますか、そういうものをどうするのか。宮原児童館は使わないということでやるのかどうか。その辺の考え方をご説明いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） ただいまの平塚議員からのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問のとおり、宮原児童館の施設につきましては、現在レインボーハウスということで適応指導教室ということで使わせていただいております。

現在のところ、那珂川町からのお子様も受け入れているということから、場所等についてはいろいろご意見をいただいているところですが、現在のところ、児童館の施設を使って今後も進めていきたいということで、場所については今後、さらに検討を重ねて、どこか適地がないかどうかを含めて検討を進めながら、利用しながらということで考えてございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） わかりました。そうしますと、宮原児童館という名称はもう使えないわけですね。だから、宮原のレインボーハウスということで我々は呼んだり考えたりすればいいのかなというふうに思うんですけど、その辺は統一されていますか。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 先ほど市長が提案理由の説明で申し上げましたように、宮原児童館、小木須児童館は条例上はないわけでございます、廃止しましたので。したがって、旧宮原児童

館ということであそこは普通財産ということを使っているということでご理解いただきたいと  
思います。普通財産としては残っておりますので、よろしくお願ひしたいと  
思います。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を  
打ち切ることに  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第24 議案第38号について、原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時08分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第25 議案第39号 那須烏山市自然休養村センター設置、管理及び使用  
料条例等の廃止について

○議長（滝田志孝） 日程第25 議案第39号 那須烏山市自然休養村センター設置、管  
理及び使用料条例等の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第39号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

これまで市民の憩いの場として、また観光拠点として活用されてまいりました自然休養村施設は、昨年の東日本大震災で施設、建物等が大規模に損壊し、敷地周辺のり面の崩落や地盤沈下が発生するなど壊滅的被害を受けたところでもあります。この復旧には膨大な費用がかかる上、将来にわたる安全性の確保が困難でありますことから、一連の施設を閉鎖するという判断をしたところでもあります。

つきましては、那須烏山市自然休養村センター設置、管理及び使用料条例等の廃止について、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程中の那須烏山市自然休養村センター設置、管理及び使用料条例等の廃止についての件でありますけれども、今、上程されているこの件と、この後に上程される観光物産センター、それから、その後にも上程されるいかんべ会館のこの3つの施設は、去年の震災において壊滅的な被害を受けたので、それを廃止するということであると思うんですが、南那須地区は今までの主要な3施設がなくなるわけでございます。特に、今、上程されているこの自然休養村センターは、南那須地区では観光の核ともなるべき施設でございました。

このほか2つの施設もなくなるということでございますけれども、これにかわる何か観光の核となるようなものをどういうふうにつくっていくのか。そういうお考えがあれば伺いたいと思います。また、これがなくなっても、今ある施設の中で何を生かして、この南那須地区の観光の振興を図っていくのか、そのようなお考えとか構想があれば伺っておきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

ご存じのとおり、自然休養村につきましては旧農林省が行った施策でありまして、当然旧南那須町が昭和47年に休養村の指定を受けまして、いわゆる健康的なレクリエーション並びに教育の場として、温泉や宿泊施設、キャンプ場などを整備したところでございまして、それら

の施設においては毎年約10万人近い観光客があったわけでございます。これらの観光客がこれからなくなるということにつきましては、観光客の今後の増加にあたっては非常に痛い施設廃止でございます。

今後これにかわる観光客の増加等の今後の施策でございますが、温泉につきましては現在の市内の民間の温泉とか、あとキャンプ場などの現有施設と連携をとりまして、今後の観光客の増加を図ってまいりたい。

また、ご存じのとおり、本年5月22日にスカイツリーがオープンします。そのところに、県のアンテナショップが同時にオープンするということから、これからこれらのアンテナショップを大いに活用しまして、本市のPRに努め、少しでも多くの観光客の誘客を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今の私の質問に対しまして、市長のほうで、この3施設がなくなるわけでございますけれども、何かこれにかわるものとして現有の施設をどのように生かして観光の振興を図るのか。また、それ以外に何か新たな振興策があるのかどうか。もし、お考えがありましたらお話をいただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 久保居議員ご指摘のとおり、南那須地区の核たる3施設が壊滅的な被害を受けたということでございまして、これらの条例を廃止をするということで上程をさせていただいております。

今後の方針等についての現状については、今、高橋課長がお話ししたとおりでございますが、ただ、平成22年度に策定をいたしました都市再生ビジョンも、東日本大震災の影響によりまして大幅な見直しを余儀なくされることになりました。これは過日ご説明をしたとおりでございます。

したがって、平成24年度はこの公共施設再編整備計画、仮称でございますけれども、それらを立ち上げまして、その中でこのまちづくりのあり方を検討してまいりたいと思っておりますので、そちらの検討会議のほうにゆだねていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 議案とちょっとかけ離れるかと思うんですが、ただいま久保居議員のほうからも質問がありました。当市にとって唯一の温泉施設でありまして、震災でなくなるということは非常に寂しく感じておりますが、温泉の案内標識板、これが各地区、各要所に相当立っていると思うんですね。野上地内にも1カ所、メイン道路のガードのところ立っている

毎日私も見ているんですが、これ、1年たってもまだ立っている。

どうなっているんだろうというように近所の方が言われるんですが、こういうわけで今休止なんだということでは言っているんですが、これは早目に撤去するべきだと思うんですが、その辺の考え方。当然地代も払っていると思うんですよね。無料で立っているわけじゃないと思うんですが、地代も払っていると思います。その辺、何本立っているのか。あるいは撤去する考えはあるのかどうか。これについてお伺いしたい。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、お答え申し上げたいと思います。

看板につきましては、確かにご指摘のとおり、かなりの数があります。大体130カ所ぐらいあります。これらの撤去につきましては、平成24年度当初予算で予定をしております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいまの回答ですね。130本立っていると。平成24年度の予算で計上しているという話なんですけど、これはまだ予算書を細かく見ていないんですが、どのぐらいの予算を立てているのか。実は私も数カ月前、大金駅前にいたら、黒磯市の夫婦の方が来まして、こぶしヶ丘温泉はどの辺ですかと聞くんですね。行くんですかと聞いたら、そこへ行くんだと。黒磯のほうには温泉がいっぱいあるのにと言ったら、いや、変わった温泉を利用したいんだということで来て、聞かれたんですよ。

案内標識を見て来たらしいんですが、そういうよそから来る人がかなり多いと思うんですね。そういう観点からも、現在やっていないんですから、今年度やるということですが、早目に撤去していただければいいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 議員ご指摘のとおりだと思っております。少しでも早い時期に撤去してまいりたいと思っております。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 今、同僚議員からも大変残念であるということではございます。那須烏山市の中で、合併する前、旧南那須では観光という観光は本当にここが拠点であったと思います。そういう意味では本当に残念であります。

そういう意味で、解体は仕方ないのかなということではございますが、今後、この解体撤去をどのように進めていくのか。また、これは1年では多分できないと思いますので、計画的に

順次考えながらやるのであろうとは推測していますが、その点はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

もう1点は、この自然休養村センター、たくさんキャンプ場もありますが、今までにどのくらいの経費をここへ投入したか。わかる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、今後の解体状況なんですけど、これらにつきましては、ここの休養村施設は、現在までの費用はちょっと今、手持ち資料がございません。ここの休養村施設につきましては、農林関係の補助ということで実施しておりますので、農政課長のほうからお答えしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） この整備につきましては、旧南那須町の農林課が対応いたしましたものでございましたので、その当時の書類からご説明申し上げます。

自然休養村施設の整備状況につきましては、テニスコート、防護柵、ロッジこぶし、案内所、くじら亭、林間広場、屋外ステージ、あずまや云々とありまして、約8億2,893万9,000円、こういうふう聞いております。さらに、昭和51年度、守山キャンプ場、これが5,088万9,000円。合わせまして10億3,056万8,000円。こういうような数字が出ております。

ただ、減価償却がまだ残っておりますので、これについて今後、農林水産省、林野庁のほうと廃止届けの協議をこれから逐次やっていくということで予定してございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 解体計画についてお話を申し上げたいと思います。

まだ、現在はその計画は立っていないわけではありますが、先ほど市長がお答えしたように、これからの公共施設の再編整備計画がございまして。それらとあわせて、今、解体には相当費用を要するわけでありまして。今、農政課長から話がございましたように、まだ残存価格とか補助金等もありますので、そういった林野庁とそういう問題との協議も必要になってまいります。

それらを含めて費用等、それから設計費用等、まだ借地もございまして、地主さんとの返す場合の原形に復して返すのかとか、そういう問題も生じてまいります。そういったものも勘案しますと、これはある程度の年次計画でやっていかないと、地主さん等と国との関係、協議も整えておかないと、そういったものが生じてまいりますので、少なくともこれから平成24年度の公共施設再編整備計画の中で議論をしつつ、この解体計画も練ってまいりたいと感じてございます。



10年ぐらいは要するのかな。そんなふうに、特に大変財政的に厳しいということと、それから、解体した後、公共施設の再編整備計画の中で、その跡地にまた地元とか皆さんのご要望の中で、こんな施設をつくれとか、そういうのが出てくる可能性もございますので、そんなことも含めて、私のほうでは本年度からそういう解体計画を練ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

ちょっと口走って10年とは申しましたが、なるべく早くできるように財政計画も伴ってまいりますので、そんなふうにご考えてございますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 1点欠落がありましておわび申し上げます。自然休養村センターの昭和49年度から昭和51年度の周辺施設で約1億5,074万円、それに休養村関係の施設がもろもろ17施設で8億2,893万9,000円、それに守山キャンプ場が5,088万9,000円、しめて10億3,000万円ということがございます、この中には6,000万円の温泉掘削代も含んでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） これは補助事業も含んでの10億3,000万円ですね。総額で10億3,000万円という意味ですね。10億円でも何でもこれは天災でございますので仕方ないと思えば仕方がないんですが、そういう意味では、この温泉を本当に私たちも今、温泉施設はつくってもいいかどうかという問題はどこの市町村でも大変だと思います。

そういう意味では、私も疑問を持っているところではございますが、いろいろな意味で今度の平成24年度のプランの中でもいろいろなものがあるんだと思いますので、また、そこで検討して、山ではなくて市街地のほうにも老人の施設を加味したプールができればいいなど、温泉のね。私はそんなふうにも考えておりますので、よく検討していただきまして、よりよい観光のために頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私、5点ほどお伺いしたいと思ったんですが、もう大体済みまして、2点ほどお伺いします。

借地返還の件なんです、この解体時期がまだまだ未定であると。あそこを私、調べましたら、全部で5万6,300平米ほど借りているんですね。借地料が82万8,000円払っています。あのままの状態ではいつまでもいつまでも借りておくということは、さらにもったいない話ですから、これは早急に解体計画を立てて、返すものは返すとそのようにしたほうがいい

のではないかと考えています。

2点目です。あの中にまだまだ建物の中に使用可能な備品等が相当あると思います。これはやはり解体ということに決定しましたから、あの備品は売れるものは売るということで、これも早急に結論を出すべきではないかと考えております。

それともう1点、保全林整備事業としまして3万6,000平米ほどあそこに花木類等を植えて整備をしました。今はもう草ぼうぼうの状態ですが、あそこだけでも年間22万円の借地料を払っているわけなんです、これから、この自然休養村がなくなった後、この保全林はどうするのか。あそこだけ市のほうで管理しているのもいかがなものか。もうこれから、あれだけ持っていたても、あまり意味がないのではないかとと思うんですが、この辺、どのような考えをしているのか、お伺いをします。

以上3点です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 解体計画とあとの土地の問題であります、先ほど申し上げましたように、ちょっと詳しい話は当時の契約がどういう契約になっているかわかりませんが、それは後で確かめて地主さんと相当相談しなければならないのではないかなと考えております。どこまで原形に復してお返ししたほうがいいのか。解体しないでそのままお返しできるものなら、すぐお返しできるのではないかなと思いますが、やはりあと、北側ですね、あれだけ崩落しておりますので、そういったものをどうするのかとか、たくさん問題点を抱えておりますので。

そんなことをこれからほかの施設もそういうのがあるわけでありまして、先ほど申しましたように、公共施設再編計画とあわせて、いわゆる解体計画、復旧計画を練って、そんなものを十分煮詰めながら、ご相談しながら、そういったことをやってまいりたい。

一日も早くお返しして借地料を払わないほうがよろしいわけでありまして、そんな事情もありますので、十分こういう中で協議をしてやってまいりたい。計画を立てて解体、返還をしていきたい。そういう考えを持っておりますので、平成24年度、そういったことで十分練ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、私のほうから2点ほど質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思っております。

まず、1点目、借地の件なんです、これらにつきましては、昨年12月19日なんです、地権者の説明会を行いました。今後の借地の返還等について説明会を行いまして、地権者には現在の建物撤去後に、できるだけあの場所を平らにならしまして、原形に復してお返ししたい

ということで説明会を開催しまして、地元の方も大分理解をしていただきました。

そういうことで、撤去につきましては、ただいま副市長のほうからも説明がありましたように、私どもも平成24年度中には、できればこれらの解体の実施設計、詳細設計をこれから早目に検討してまいりたいと思っております。それで、解体もできるだけ早い時期に行いたいと思っております。

次に、使用可能な備品についてでございますが、現在は、今まで指定管理をしていただいた神明さんのほうの関係の備品はほとんど搬出されております。また、テレビとAED、心臓発作のときに直ちに処置する機械、これらにつきましては、別の施設に配置転換をするということでございます。

あと、宿泊施設内に各部屋のテーブルですね。ちょっと立派なテーブル等がありますが、なかなかそれらについては利用方法がないということで、現在、まだ施設の中に残っております。そういうことで、今、申し上げましたように、使える備品については配置転換をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 大体わかりました。まず、最後に答弁いただきました備品の関係なんですが、冷暖房施設なんかはまだまだ使えるのがありますよね。あれはこれから小中学校、それに幼稚園、保育所につける冷暖房装置にあれを取り外して使えないものか。これも検討する必要があるんじゃないかと思っています。まだまだ使えます。冷蔵庫なんかも中にありましたね、ログキャビンの中ですか、もうだれかに持ち去られたかどうかわかりませんよ。あの当時ありました。これらについてもぜひ速やかに処理すべきではないかと思っております。

それと、一帯のうち、先ほども出ましたがキャンプ場ですね、あそこだけは独立していますし、あれはさほど大きい建物はありませぬので、あの部分だけでも速やかに解体をし、そして返還するというに、まず平成24年度はあの辺のところから始めたらいかがかなとそう感じております。

それにもう1点、新しくお伺いしたいんですが、休養村センター付近に市有地も相当あると思うんですが、この市有地はどのぐらいあるかおわかりでしょうか。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、まず、ご指摘の備品関係の冷暖房、また冷蔵庫関係でございますが、うちのほうでも確認した時点ではかなり冷蔵庫等も倒れたりして、ちょっと使用できない状態になっております。また、エアコン等につきましても、天井にあるやつはほかの施設ではその規格等が違いますので、使用不可能かなというふうに思っております。

また、先ほどちょっと説明が漏れましたが、保全林関係ですね。キャンプ場ですかね。この地権者についても説明会をしまして、あそこの施設も閉鎖するという事で自然休養村と一体ということで閉鎖を考えております。

次に、市有地の面積でございますが、これにつきましては、市道を使っているところの入り口付近の大きく崩落したところですね。こぶしの里ということで、あそこが保安林になっております。そこの面積がですね（「全部で結構です。全部で合わせて幾らか、それで結構です」の声あり）2万3,544平米と、あと現在建物が建っている宅地のところが1万881.7平米でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はございませんか。

18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 駅前の建物、それから自然休養村の建物、これは早急に解体をしておかないと、いつ地震が来るかわからないと言っているんです。分担金とか負担金ということではなくて配分金が来たわけです、地震のための。そういうのを使って駅前だけでも早く解体しておかなくちゃだめなんです。どういうふうにするか。それを考えなければこれから後で地震が起きたら困るわけですよ。

だから、そういうものを計画性、総合計画も必要ですよ。総合計画も必要ですが、その内部で即できるもの、あと市長と相談しなければできないものいろいろあるわけです。それを整理をして、できたものに早く解決する。配分金が来たわけだから、どこからでも手をつけられるというふうにしたほうがいい。そうでないと、何年もかかってやっているときに、またこの前のような地震が来たときには大変なことになる。早急にその問題は検討したほうがいいと考えます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ご指摘のことはまさに同感でございますので、先ほど申し上げましたように、平成24年度の早い段階でそういった方向性を定めていきたいと思っております。公共施設再編整備計画、早急にでき得ればその結論と方針は上半期ぐらいに考えておりますので、その中で具体的に方針を固めて予算化もしていきたいと考えています。

○議長（滝田志孝） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 多くの質疑は同僚議員から出されておりますが、私は1つ、保安林の件についてどのような見通しを持っているか、その点についてお聞きします。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 保安林につきましては、県のほうの方針が決まらないと、あ

わせて市のほうも一緒に県のほうに要望しておりますが、県の方針とあわせて検討していきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） なぜ質問をしたかといいますと、解体及び撤去作業をするにしても、安全性が保証できないんじゃないかと思うんですよ。東側の崩落状態は聞きしにまさる絶壁状態ですから、90度ぐらいの角度を持っていますから、ちょっとした振動でも機械もろとも落ちていくんじゃないかなとそういう危惧も持っているわけなんです。

しかもあそこは、氷河時代が後退してから低地では南限と言われるブナの原生林とまではいかないんですが、自然林があるんですよ。ということは、それだけ長い歴史がその形状を保ってきたわけなんです。今回、それで崩れたということは、今後の想定される地震で被害が広がる。そのような危惧もされるわけです。ぜひとも県との連携をもって、早目の治山復旧を要望していただきたいと思えます。また、これは国のほうにもお願いします。よろしく。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今、高田議員がおっしゃるとおりでございます、市のほうの方針も決まらないうち、治山事業もというふうな県の指摘もございまして、そういったものはやはり十分連携をとりながら、先ほど市長が言ったように、早急にやる私どもの公共施設再編整備計画の中と、そういった解体計画とを含めて、これは県と連携を図りながら治山でやっていただけるもの、そういった危険も伴うわけでありまして、そういったものを十分打ち合わせをしながら解体工事等そういったものも、また治山事業をやっていただけるのかどうか、そういうものを協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 斜面につきましては、私も実は3月1日朝、ちょっと地震がありまして、心配で現場をすぐに見てまいりました。3施設見てまいりましたが、確かに多少当初よりは少し崩れているとか、下がっているとかという状況でございます、非常に危険な状態にあることはご承知のとおりだと思います。

今、言われたように、副市長のほうからも答弁がありましたように、現在、1カ所、県のほうの事業で先ほど申し上げました入り口付近の工事を、下に現在の土砂が崩れないような砂防工事を現在実施しております。ほかの場所につきましてもそういうことで早い段階に県のほうに要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第25 議案第39号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第26 議案第40号 那須烏山市観光物産センター設置及び管理条例の廃止について

○議長（滝田志孝） 日程第26 議案第40号 那須烏山市観光物産センター設置及び管理条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第40号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

JR大金駅前で、南那須地域観光の拠点として活用されてまいりました観光物産センターは、昨年の東日本大震災で、建物の外付け階段基礎が損壊をし、天井の一部崩落や塔屋の傾倒、敷地の地盤沈下による外壁のひび割れなど甚大な被害を受けております。現在、施設を閉鎖をしているところでございます。

これまで施設のあり方等を検討してまいりましたが、将来にわたって安全性の確保が困難であり、公共施設としてサービスを提供すべきでない判断をいたしまして、施設を閉鎖をする

という結論に至ったところでございます。

つきましては、観光物産センター設置及び管理条例の廃止について、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の観光物産センターの設置及び管理条例の廃止でございます。これも先ほどの自然休養村同様に東日本大震災の被害を受けまして、非常に危険な建物となってしまったところであります。

これについては、解体については自然休養村よりは比較的安全に解体できるのではないかなというふうに思われるんですけども、解体についてはどのぐらいの費用が必要と考えているか、見通しがあればお知らせいただきたいというふうに思います。これは私が一般質問をしますが、JR烏山線的那須烏山市の大きな窓口でございますので、やるならば早くやっていただきたいということで質問したものでございます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） これらの解体につきましては、先ほど樋山議員からご指摘がありましたように、こういった被災した建物を長く放置しておくことは、確かに今後二次災害を招くおそれがあると思っております。そういうことで、うちのほうも、この質問の趣旨の解体費用につきましては現在まだわかりません。今後、詳細設計等を組まない最終的な費用については、現在答弁できない状態でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案について、その関連でちょっと質問をさせていただきたいんですが、この観光物産センター、これは指定管理で市の観光協会に委託をしているものかと思えます。昨年3月11日に震災が起きたわけでありまして、3月11日ということは、年度でいえば平成22年度いっぱい期間に起きた震災ですね。そうすると、平成23年度の部分の指定管理費はどのように扱われたのか。そのことについてちょっとお伺いをしたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） これらの施設につきましては、議員がおっしゃるとおり観光

協会のほうに指定管理ということでございまして、平成23年度、実は震災の後、施設の整理また余震等がありまして、そのたびに被害状況等を確認をしてもらっておりました。そういうことで、平成23年度は9月まで整理期間ということで指定管理をしていただきました。これらの費用につきましては、今年度補正予算で減額するというところでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） もう一度確認しておきますけれども、では、震災が起きた後、去年の9月までは整理期間ということで職員を置いておいたということですね。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 職員の配置につきましては、あの施設の中に危険ですので当然いられませんので、観光協会のほうの事務所にいまして、朝晩とか現場確認に行ってもらったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） わかりました。職員は置かないで、本庁のほうから随時確認に行ってもらったということですね。

これが補正で減額になるんだと思うんですが、どのくらい減額になる見積もりでしょうか。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） これから補正予算の審議があるかと思いますが、質問です。でお答えしたいと思います。物産センターの運営費でございますが、298万円の減額になります。その分が戻るということでございます。

○議長（滝田志孝） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 物産センターが使いなくなってからトイレは配置してありますよね、駅前。ただ、ベンチがあまりないんです。障がい者センターの子たち、大和久の子たちが電車に乗る時間や小学生が乗る時間だと、ベンチが全然ないので、結構座れない方が多いんですけれども、その辺の対策はすぐにはできないわけですから、どういうふうに考えていますか。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） あの中のトイレは当然使いなくなったということで、市民の方とか利用する方に不便をかけるということで、駐車場に実は簡易の、それで若干数は少なかったとは思いますが。（「それはいいんです。ベンチをふやしてもらえないか考えてないですか、ないんです、駅構内に」の声あり）駅構内にですか。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。



○副市長（石川英雄） 物産センターのところには多分そういうスペースがないんだろうと思います。したがって、駐車場のほうと、それから、大金駅、JRと協議してベンチを置けるスペースがあれば、これはそういったほかの観光客も当然来て休む場所も必要だろうと思いますので、それはよくJRとも協議して、そのホームの中に置けるものなのか。実際はホームじゃなくてあそこに来て駅前を利用される方が利用するのか。そこら辺を調整して、ベンチが置けるのであれば、それはJRと協議しながら、そういったスペースがあれば設置の方向で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） ぜひお願ひしたいと思います。かなり時間帯によっては待っている方が全く座れない状況が多く、確かにホームにはそれなりの数のベンチがあります。でも、お子さんがぎゃあぎゃあ騒ぎながら、1つのベンチに2人ずつ座ったりとかして騒いでいると、観光というよりも乗りかえとかいうか、時間がありますよね、1時間に約1本、下手すると1時間半に1本しかない烏山線を利用しようと言っているときに、ベンチもないところには利用率は下がると思うんです。やはりそれぐらいの配慮を今後お願ひしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） これは市長からご答弁をいただきたいと思います。

この観光物産センターは旧南那須のシンボリックな存在でありまして、これが廃止されるという事は全く残念に思っているわけです。

この解体のことにつきましては、私の記憶では9月の定例会のころ、市長からその説明があったように思っているわけなんです、そのときは解体した後、今度は平屋建てのこういった物産センターのようなものを建設してくださいと、そのようなお話を伺っているわけなんです、今どのような計画でおられるのか、この点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 南那須地区の3施設については、先ほど申し上げましたように、壊滅的な被害を受けておりますが、その中でもやはり一番の復興をなし遂げなければならないのは、今上程されております観光物産センターであると、このように私も思っています。

したがって、その平屋建てという具体的なお話もさせていただきましたが、平成24年度に当初から内部の公共施設再編整備計画の組織を早く立ち上げまして、方針ができるだけ早く固まるように、その中でも最優先の課題の施設だということで進めていきたいなと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 先ほどから今回の震災に遭った建物については、全部公共施設再編整備計画の中で協議をするということですが、この震災に遭った建物、もうここで解体撤去するということが決定したわけですから、この部分は切り離して1日も早く結論を出すべきではないかと私はそう思っております。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 全体計画を進めていく中でのやはり最優先の復興課題というような位置づけにしておきたいと思っておりますので、そういう中で公共施設再編整備計画の中で復興計画も進めていきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第26 議案第40号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第27 議案第41号 那須烏山市いかんべ記念館設置、管理及び使用料条例の廃止について

○議長（滝田志孝） 日程第27 議案第41号 那須烏山市いかんべ記念館設置、管理及び使用料条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第41号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

いかんべ記念館は、昨年の東日本大震災で屋根がわらの崩落、損壊や外壁のひび割れ等の被害を受けたほかに、荒川に面した急峻ながけ面が崩落をいたしまして、敷地の地割れや地盤沈下による危険な状態にありますことから、現在閉鎖をしているところでございます。

これまで施設のあり方を検討してまいりましたが、将来にわたって安全性の確保が困難でございまして、公共施設としてサービスを提供すべきでない判断をいたしまして、施設を廃止するとの結論に至ったところでございます。つきましては、いかんべ記念館設置、管理及び使用料条例の廃止について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） これはもう事前に通告してありましたので、1点目ですが、この建物はそうしますと解体撤去するという考えなのでしょうか。これが1点目。

敷地は市が所有しておりますね。この仮に解体するとすれば、この敷地は今後どのように利用するのか。

それと、解体せずに現状のまま売却するということが何かできないものなのでしょうか。屋根なんか壊れて直しておりませんね。あそこにマンションがありまして、マンションに何世帯も入っておりますが、ああいうところなんかの公民館とか何かに共同利用施設のようにすれば、土地もすべて贈与でやっちゃってもいいような気がするんです。このこともひとつ考えるべきではないかなと。

金をかけて解体するばかりがいいことではないと思っています。これはさっきも既に議案として済みました休養村のログキャビンとかバンガロー、これなんかもまだまだ使えますので、あれらは解体処分せずに何か利用の方法があるのではないかと。これも今後検討する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 3点ほどご質問がございました。基本的には解体撤去ということでございます。その解体撤去の今、中山議員から3点目にご提案がございました。その中で、私も現場を見てあそこのはりとか柱、結構いいものを使って、壁とかそういうのは被害があるんですが、はりとか柱は使えるものだと私は見ておりますので、解体業者とそういった再生のところで折り合いがつくものなのか。また、売却して買い手があるのか。これは検討課題にさせていただきたいと思います。

ただ、全部壊して処分することだけが能ではありませんので、そういう部分、使えるものについては使ったほうがいいのか。それから、相殺して解体業者とそういった使えるものは売れる部分もあるかと思っておりますので、そういう相殺ができるものか。そういうのを今後の課題にさせていただきたいと思います。

それから、土地につきましては、ご案内のとおり、今まで入れるものが入れないというような地主さんからご指摘がございまして、北側から入るような状態になるわけですね。そうしますと、あそこの荒川のがけ地、大変危険な状態もありますし、また、南側ががけが崩落しておりますので、これについては十分使い方を検討しなくてはならないと思っておりますので、あのまま使える状態ではないのではないかなど。今の敷地が全部使えないのではないかなどということで、南側の亀裂が入っているところが復旧ができるものなのか、できないものなのか。そこら辺は十分検討しながら、その敷地の利用は検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第27 議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時21分

○議長（滝田志孝） 休憩前に続き、再開をいたします。

お諮りいたします。日程第28 議案第10号から日程第35 議案第17号までの平成23年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の8議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第28 議案第10号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について
  - ◎日程第29 議案第11号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
  - ◎日程第30 議案第12号 平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - ◎日程第31 議案第13号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
  - ◎日程第32 議案第14号 平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
  - ◎日程第33 議案第15号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
  - ◎日程第34 議案第16号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
  - ◎日程第35 議案第17号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（滝田志孝） よって、議案第10号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）から議案第17号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第6号）までの8議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第10号から第17号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ5,023万9,000円増額をいたしまして、補正後の予算総額を147億5,769万5,000円とするものであります。今回は災害復旧事業を初め各種事業の精算、確定など、速やかに対応しなければならない事務事業が生じましたことから、補正予算を編成したものでございます。

なお、人件費につきましては、退職手当組合負担金及び災害関連事務に伴う職員への時間外手当等の増額補正をあわせて行いました。

主な内容を説明申し上げます。歳出でございます。総務費は、東日本大震災に係る取り崩し型復興基金の配分を受け、その予算措置をいたしました。基金の支出は平成24年度からでございます。また、災害関連事業を初め各種事業の精査により、財政調整基金積立金1億4,259万8,000円を増額をいたしております。

そのほかは事業の精査等によるものであります。民生費は、社会福祉関連事業費の精査によるものと、災害援護資金貸付金、子ども手当給付金、私立保育施設、広域利用保育園運営委託事業費、こども医療、妊産婦医療助成費などの減額でございます。

衛生費は、予防接種、健康診査事業費の精算のほか、がれき等処理費、浄化槽設置事業費、農業集落排水事業、簡易水道事業特別会計繰出金等の精査による減額であります。

労働費は、公募提案型緊急雇用創出事業費における事業確定に伴う減額であります。

農林水産業費は、産地競争力強化事業費、県単独土地改良事業費など事業の確定に伴う減額でございます。

商工費は、震災の影響で中止となりましたいかんべ祭のほか、事業費の精査に伴う減額でございます。

土木費は、冬季対策のための道路維持管理費の増額や狭あい道路拡幅整備事業、道路整備事業費などの事業の精算に伴う減額でございます。

消防費であります。新消防庁舎の建設に伴う広域事務組合負担金の確定による減額であります。また、放射能対策といたしまして、多機能放射線量測定器購入費を予算計上いたしております。

教育費は、烏山小学校、烏山中学校施設整備事業費及び学校給食センター施設整備事業費の精算による減額。七合小学校体育館整備事業費、長者ヶ平官衙遺跡保存整備費の増額などあります。

災害復旧費は、農地、農業用施設、土木施設、公立学校施設等の災害復旧費に係る事業確定による減額であります。

公債費は、市債償還金等の精査による減額であります。

次に、歳入であります。市税は個人市民税、法人市民税、固定資産税を合わせまして1億2,830万円の増額。地方交付税は普通交付税の確定に伴う2億2,488万2,000円の増額。国、県支出金は、東日本大震災復興推進交付金及び七合小学校体育館整備に係る学校施設環境改善交付金の増額であります。

子ども手当負担金、保健衛生費補助金、緊急雇用創出事業費補助金等は事業の精査に伴い減額をいたしました。

繰入金は財政調整基金繰入金につきまして、災害関連事業費等の精査に伴い、5億5,615万8,000円の減額であります。

市債は、合併特例債事業に係る新消防庁舎整備、学校施設整備、学校給食センター施設整備事業などが事業の確定により減額をし、さらに合併特例債事業の一部を交付税措置の有利な緊急防災・減災事業債に振りかえたものでございます。前倒しをして実施することになりました七合小学校体育館整備事業は、国の第3号補正予算によりまして、緊急防災・減災事業債の対象となりますことから、新たに予算計上をいたしました。

寄附金は、ふるさと応援給付金といたしまして5名の皆様方から多大なるご芳志をちょうだいをいたしております。ここに深く敬意を表し、ご報告申し上げる次第であります。

議案第11号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、国民健康保険特別会計事業勘定予算の歳入歳出をそれぞれ3,290万5,000円増額をし、補正後の予算総額35億2,159万7,000円とするものであります。

主な内容は、保険給付費の精査及び前年度償還金等の確定に伴う所要額並びに後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金及び介護納付金の確定に伴い所要額を計上したものであります。

これらの財源は、療養給付費等交付金、共同事業交付金並びに繰入金をもって措置をいたし

ました。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第12号 平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ621万1,000円を減額し、補正後の予算総額を2億7,088万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険基盤安定負担金額の確定及び平成23年度の後期高齢者健診事業の額の確定に伴い減額をするものであります。これに伴い、歳入の保険基盤安定繰入金及び後期高齢者医療健診事業広域連合負担金を減額するものであります。

なお、前年度繰越金につきましては、一般会計へ戻入れを行っております。

次に、議案第13号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ2,144万円増額し、補正後の予算総額23億4,103万円とするものであります。歳出の主な内容は、介護保険制度の改正等に伴うシステム改修事業及び過不足が見込まれます介護給付費、地域支援事業費などの所要額を増額したものであります。これらの財源は、保険料及び国庫、県支出金、支払基金交付金並びに基金繰入金等をもって措置をいたしました。

次に、議案第14号 平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、農業集落排水事業予算の歳入歳出をそれぞれ97万2,000円減額し、補正後の予算総額を5,472万8,000円とするものであります。歳出の内容は、維持管理費及び施設整備費の精査に伴う減額であり、これに伴い歳入の一般会計繰入金を減額するものであります。また、前年度の特別会計予算に不用額が生じたために、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じております。

議案第15号は、平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ913万2,000円減額し、補正後の予算総額を3億7,626万8,000円とするものであります。主な内容は、上下水道事業、管理費の精査に伴い、歳出の職員人件費及び業務委託費を減額し、歳入の下水道事業受益者負担金及び下水道事業債を減額するものであります。また、前年度の特別会計予算に不用額が生じたために、前年度繰越金を増額する措置を講じております。

議案第16号は、平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計の歳入歳出額をそれぞれ743万1,000円減額し、補正後の予算総額1億1,605万1,000円とするものであります。歳出の主な内



容は、人件費、水質検査手数料、大木須地内配水管布設替工事等の精査に伴う減額でございます。また、主な財源であります一般会計繰入金及び補償費を減額したものでございます。また、国庫補助金の決定に伴い、東日本大震災により損傷いたしました上境地区配水管漏水修繕にかかる補助金を計上いたしました。

次は、議案第17号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、水道事業会計予算の収益的収入の給水収益等を288万円3,000円減額し、補正後の予算総額5億5,751万3,000円とし、収益的支出の総係費等を3万8,000円増額をいたしまして、補正後の予算総額5億3,323万5,000円とするものであります。主な内容は、水道料金収入の減額及び職員の人事異動に伴う手当など人件費の増額でございます。

また、資本的収入の企業債等を2,120万6,000円増額をし、補正後の予算総額2億755万8,000円といたしまして、資本的支出の上水道整備費等を3,946万4,000円減額いたしまして、4億7,093万9,000円とするものでございます。この主な内容は、工事費等の確定による企業債の増額、工事負担金及び建設改良費の減額であります。

以上、議案第10号から議案第17号まで一括をして提案理由の説明を申し上げます。慎重審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） それでは、繰越明許費で1点だけ質問申し上げます。

一般会計補正予算の中で6ページでございます。まず、第2表の繰越明許費の中の6款農林水産業費の農業費、一番上でございます。東日本大震災農業生産対策事業の2億6,335万1,000円のこの事業の中身ですね。それをお尋ねいたします。

それと、施設調査事業費のなぜ繰り越しされたのか。この場所、事業内容268万円。それと一番最後の11款災害復旧費の中の農林水産施設災害復旧費ですね、大変災害につきまして担当課の皆さんは職員の方、特に年末年始休みもなくお正月だけだったという。12月31日大晦日も休みなしでやったというふうに聞いております。そういう中での業務執行は大変だったと思います。

それで、災害復旧費の中で、農地債、農業施設債でございます。それと土木のほうもございませうけれども、現在の繰り越されたときの内容、件数がどれだけ繰り越しされたのか。その中で設計のすんだもの、設計中のもの、あるいは発注してまだ現場も調査費をかけていないところ

もあると思いますが、概要で結構ですので、繰り越された内容、災害関連でございます。これについてお尋ねをいたします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） それでは、6ページの繰越明許費関係で農政課関係、順次お答え申し上げます。

まず第1点の6款農林水産業費の農業費の東日本大震災農業生産対策事業2億6,335万1,000円でございます。これは東日本大震災で被災いたしました農業用施設の復興支援の事業費でございます。本市の場合、JAの藤田のカントリーエレベーターが被災いたしました。もう1点、中山でございますJAの集出荷施設、これはナシ、トマトの選果場でございます。これが被災いたしまして、これに伴いまして、新しく集約化すると。カントリーエレベーターは修理でございますが、そのような事業を9月補正で措置いたしまして、それについての繰越明許費でございます。

その理由は、埋蔵文化財がこの猪内という地区でございますが、埋蔵文化財包蔵地の指定地でございます埋蔵文化財が発掘されまして、工事が約2カ月から3カ月発掘で休止して、その発掘にあたっていたということが主な原因でございます。

もう1点は、基礎材のタイルが現在大変不足してございまして、その資材が間に合わない。こういうことで繰越明許をするものでございまして、現在の予定では既に入札は終わっておりますが、完成は7月下旬を目途としているということを農協から聞いておりまして、平成24年産のナシからこの新しい選果場で集出荷されるというような予定でございます。

続きまして、11款災害復旧費の農林水産業農林水産施設災害復旧費の農地災害と農業用施設の復旧事業、それぞれ7,700万1,000円と1億6,700万1,000円、合わせまして2億4,400万2,000円でございます。これはご案内のとおり、農地災害復旧事業費でございます。台風15号での災害査定を受けた分について繰越明許をするものでございます。

現在、台風6号と東日本大震災の被災の災害復旧につきましては、もう既に入札を終わりました。工事につきましては年度内に完成の予定で順調に進んでございます。今回のこの繰越明許は台風15号関係でございまして、入札は昨日、3月5日に26件、これは合併施工というようなことでとびとび飛んでいる農地債施設をまとめて実施するもので、計82カ所の分について、昨日入札を実施いたしまして、設計金額で概算1億6,000万円のものでございます。

なお、お尋ねの未処理のものにつきましては設計が間に合いませんので、秋施工、ことしの秋に災害復旧工事をやる箇所が31カ所ございますが、これにつきましては既に地権者の方にご案内を発送いたしましてご了解を得ているということで、その工事費と設計料について繰り越しをするものでございます。なお、この秋施工のものにつきましては、本年12月の竣工を目

途としてございます。

なお、お尋ねの補助率関係でございますが、通常農地債は50%補助、農業用施設は65%補助なのでございますが、今回、激甚災害に指定されまして、農地につきましての補助率は91.8%になりまして、農業用施設は96.1%、2つをならしますと94.6%の高率補助というようなことで、通常より8,926万2,000円多く補助金を獲得したという語弊がございますが、そういう手続を利用したということでございます。なお、被災に遭われた方の累計は731人でいらっしゃいまして、これは星取表という表があるんでございますが、約量3畳分のそういう名簿になります。

なお、設計関係は市が負担するものでございますが、これも国庫支出金のほうから967万8,000円の2分の1補助をいただいております、農政課頑張りまして関係各課の応援を得まして、約1億円弱の補助金を交付申請に及んだということでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから、佐藤議員の質問であります地籍調査事業の繰り越しの内容とどこをやったかということについてお答えいたします。

東日本大震災の影響により基準点が移動したことにより、現在調査中の横枕、曲畑、曲田地区の一部について急遽検証測量を実施しますが、測量成果と現地の整合性を点検、検証するのに不測の時間がかかるため、繰り越しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） それでは、農政課長の説明の中でおおむねわかりましたけれども、入札がきのうは26件行われた。それで、その82カ所の地区ですね、秋施工の分が31カ所ある。それについては受益者には連絡をして了解を得たということですね。それで、多分これは田植えはもうすぐ4月に入るわけで、その辺の応急工事というか、それは自前でやるのか。その辺を例えば崩落した部分は簡単な土のうなりで、それは自分でやるということでしょうか。その辺の指導というか、土地の所有者とどの程度お話をし、理解をしてもらっているのか。全く水がたまらないのでは田植えにならないので、その辺はどのようなことになっているのか。それをお伺いします。

あと地籍調査についてはわかりましたので、今のことですね。秋施工の分、もう一度お尋ねします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。

昨日入札したものにつきましては、それぞれ施設によって長短はございますが、5月いっぱいには工事を完了するという事で予定してございます。したがって、一番大変なのは上境、下境地区なのでございますが、頭首工が被災しております、田植えにつきましては6月の10日前後ということで関係地権者に既に連絡済みでございます。

ことし、那珂川、荒川、江川にかかっております頭首工6カ所が全部被災を受けておりますので、約110ヘクタールが田植えが出来る予定でございます、これにつきましては既にJA関係と種もみの関係、苗の関係、そして田植えが出来ますので空散の防除がばらばらになります。また、大変田植えがおそくなりますと倒伏しやすくなりますので、その辺の堰設計関係、今後またセシウム関係で深くなる深耕、このようなことで営農指導のパンフレットをつくることで今準備しておりますので、このようなことで対応させていただきたいというようなことで考えております。

なお、秋施工等につきましては、今後設計を組むことで予定してございますが、やはり何と言いましても、水路、頭首工、道路を優先して、そして単独に残った農地債について秋施工というようなことで措置したものでございますので、ご了解をいただければ大変ありがたいということでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） それで地権者が了解したというふうに考えますので、その辺はよく話し合っていて進めてもらいたいと思います。

わかりました。以上です。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案の一般会計予算の32ページ、7款5項、これは先ほどの観光物産センターの設置及び管理条例のときにも質問したんですが、この部分においてももう一度ちょっと説明をしていただきたいと思います。

観光物産センターの指定管理料は平成23年度、たしか458万円であったかと思えます。ここに載っております減額が298万円ということは、差し引き160万円が観光協会のほうに委託費として払ったということになると思うんですが、先ほど申しましたように、震災が起きたのは3月11日です、それは平成22年度ですから、平成23年度の部分で、先ほど課長が観光協会の職員が時々見に来たと言っていますが、あそこはもう立入禁止になっているわけですね、あの施設はね。

それで、何回もおそらく商工観光課の職員の方が現場は見ているわけですね。それと、使えないわけですから立入禁止ですから、その時点で契約している電気料とか水道料とかそういう

基本料金はかかるんだと思うんです。それが大体幾らぐらいなのか。

それと、あそこに職員がいたわけですね。指定管理費の中で雇われている職員がいたと思うんですが、その職員は何月まで勤務されておられたのか。おそらく3月で立入禁止ですから、4月からは勤務されていないんだと思うんですが、その辺のこともちょっと伺いたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） まず、指定管理料につきましては、久保居議員のおっしゃるとおりでございます。管理料が458万円でございますからそのとおりでございます。職員につきましては、指定管理ではなくて、10月からまた、職員も再雇用している。それは指定管理ではないほうで払っております。緊急雇用のほうで従来雇っていた方がやめたものですからそのかわりとして、今まで物産センターに9月まで指定管理で雇っていた職員を、今度観光協会のほうの職員にかわるということで、今年度も雇っている。

従来その物産センターじゃなくて、観光協会の職員と物産センターは別なわけですよ、当然。観光協会のもともと指定管理のほうで雇っていた職員が6月いっぱい急遽やめたものだから、もともと雇っていた方は家庭の事情でやめたということでございます。

今言ったように物産センターのほうは9月までいろいろ整理期間があるということで、9月まで指定管理という形でおきまして、その整理が終わったということで指定管理は9月までと。その職員も当然そうすると退職というような形になりますが、引き続きその職員を観光協会のほうに、従前まで勤めていた職員のかわりに10月からお願いしたということでございます。

電気、水道につきましては、従来までは使用分、当然地震が起きて4月から電気料とか水道料等はとめております。そういうことで、若干のものはありますが、原則4月から水道も電気もとめたということでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今の課長の説明を聞くと、観光物産センターに震災時に勤めていた女性は、震災で建物が使えなくなったからやめたのではなくて、家庭の事情でやめたということなんですか。震災なので、もうあそこが危険な状態だから、勤めることができないからやめたのか、課長の説明だと家庭の事情でやめたということですね。であると、平成24年度の部分で、人件費は発生していないわけですね、観光物産センターの指定管理の部分についてはね。

それと、今初めて聞いたんですが、10月からは違う雇用創出事業のほうで新しく観光協会のほうで職員を入れたんだと、そのかわりに。それは全く別な問題だね、指定管理とは。そう

でしょう。観光物産センターの職員として指定管理の中に人件費も含まれて458万円の中に入っているわけですから、その職員をかわりに雇用創出事業で観光協会のほうの本所に入れたんだと思うんだけど、入れるというのはこれは全く別な部分であって、指定管理と関係ないわけ。

そうすると、今の答弁だと、私が先ほど言いましたように、458万円の当初の管理費の中から、298万円の戻しがあったということは160万円あるわけですよ。先ほどの説明だと、観光協会の職員が時々その施設を見にしているというだけで160万円かかるんですか。これは妥当だと思いますか。

○議長（滝田志孝） 本日の会議時間は延長いたします。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） お答えを申し上げます。

先ほどの職員の関係なんですけど、まず、物産センターの指定管理料ですから、最終的に9月まででいろいろ今までの電気料とかそういうものを払ったということで計算してもらって160万円ということで、観光協会のほうから金額を出してもらって、それは人件費プラス指定管理料ですから、その管理があるわけですよ。職員が観光協会、結局物産センターで雇っていた職員が、こちらにその当時震災、余震があったときとかに見に来て、いろいろ施設の管理をしていた。私どもの観光課の職員も当然維持管理には来ておりましたが、そういうことで、その職員が家庭の事情でやめた職員は、物産センターで雇っていた職員ではなくて、もともと観光協会のほうで雇っていた職員がやめたので、その職員のかわりに当然10月から物産センターの職員が職がなくなったのでお願いしたということでございます。

家庭の事情でやめたのは物産センターの職員ではなくて、先ほど申し上げましたように観光協会に雇っていた職員がやめた。男性職員なんですけど、その方がやめたということで、そのかわりに、再度申し上げますが10月から再雇用したということでございます。160万円につきましては、職員の分というかあくまでも指定管理料でございますから、そういうことです。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ちょっと待ってください。石川副市長。

○副市長（石川英雄） 複雑な話になってしまうかと思いますが、基本的には指定管理は観光協会にお願いしているわけでありまして、今、高橋課長のお話は、観光協会の内部の話でございますので、それはちょっと違うのではないかと。今、そういう事情は、観光協会の中も十分知っておりますので、そんな話をされたと思いますが、いずれにいたしましても、先ほど商工観光課長が言いましたように、震災後も9月までいろいろ残務整理も含めて観光協会が行ってきたということでございますので、それらの人件費とそれからいろいろ光熱水費もそこ

の中に含んでの管理委託をしておりますので、そういうことで160万円かかったということで、その残り分の260数万円を減額補正するということでありますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 私は、今、副市長の答弁にありましたけれども、今の課長の説明だと、電気も水道もとめたというんですよ。そうでしょう、4月の時点で。かかっていないわけでしょう。人もやめたというんです。何もかかっていないんですよ。それは時々見にくるのが1日幾らの計算でやっているのかわからないけれども、それで160万円という金額は妥当ですか、妥当じゃありませんかと聞いているんです。私は高いと思う。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） お答え申し上げますが、それらの金額につきましては観光協会の指定管理者が十分に精査をして出した金額ということで、私どもは妥当かなと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 3回終わっていますので休憩をします。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時00分

○議長（滝田志孝） 再開をいたします。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 補正予算で一般会計のみの質問になってしまうかと思うんですけれども、平成23年度の補正でございまして、東日本大震災の被害を色濃く今日まで引きずって大変な状況にあるわけですけれども、32ページに住宅リフォーム助成事業費というのが500万円減額になっています。その減額した理由と、その上の商工振興費ですね、工業振興対策費が減額になっています。その説明をお願いします。

あとは、新事業創出支援事業費、これも250万円減額になっています。観光費ではまちおこし推進費が328万5,000円減額になっています。これらの内容説明をお願いいたします。

次に、36ページ、37ページになりますが、学校管理費の烏山小学校施設整備費が4,374万円減額。中学校のほうの烏山中学校の施設整備費の5,345万4,000円減額になっていますが、おそらくこの中には空調関係の事業費も精査されて入っているのかなというふうにお見受けいたします。

今回は契約の問題はまたごちゃごちゃしちゃいますのでやりませんが、子供を学校に預けているある保護者の方から話を聞いたんですけれども、その人はPTAの役員をやっているそうです。それで、まだ、烏山中学校のほうは天井に空調機があるから一応下に降り注いでいると。しかし、小学校のほうは後ろのほうの壁のほうに空調があって、風が出るんですよ。まず、30分ぐらい暖めたって全然暖まらない。それはどちらにも共通なんでしょうけど、小学校のほうは一方向にだけ風が行くものですから、ここと同じで暖かい人はすごく頭がぼおっとするほど暑いけど、寒い人は足元が寒いと。こういうような状況だそうです。平塚さんもぜひ授業参観にでも来て味わってくださいというふうに言われました。

これは設計が悪いのか何が悪いのかわかりませんが、普通電車なんかに乗ると、寒かったり暑かったりする空気を扇風機で回すんですよ。そういう方法でもとれないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどんなふうに考えていますか。子供はある程度の温度にならないと空調は使わないということなので、ストーブのほうがよかったなど。ちょっと寒くなればストーブはつけてすぐ暖まるんだけど、空調は30分つけても暖まらないし、なかなかつけてくれないということで、子供たちは困っているそうです。

そういうことで、多額な費用をかけて烏山小学校、烏山中学校の空調をそろえたわけなんだけれども、授業に悪影響では困りますので、その辺どんなふうに考えているのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、何点か質問がございますので、質問事項に基づいて説明を申し上げたいと思っています。

まず、第1点目の住宅リフォーム関係でございますが、これらにつきましては、最終的な精査の結果ではございますが、当初予定したよりは申請者が少なかったと。当初は一応100件を予定しましたが、2月末現在で22名の申請でございます。そういうことで、精査に伴う減額ということでございます。ただ、昨年、ご存じのとおり震災がありまして、現在そういうことで精査の結果、申請が少なかったということでございます。

次に、新事業創出関係でございますが、これらにつきましては、一般企業の例えば新たな共同開発とか、新たな出店、イベント等の出店でございます。あとは販路開拓とかがあった場合に、事業費の2分の1、50万円を限度として交付しているわけでございますが、これらにつきましても、震災の関係でこれらの申請がなかったということで、それに伴う減額でございます。

また、工業振興対策費でございますが、これにつきましては、富士見台工業団地の調整池の水質検査が従来の毎月の定期検査で済んだということで、例えば泡が出たとか、そういう緊急



時の検査がなかったために、それらの精査のための減額ということでございます。

次に、観光費のまちおこし推進費だと思うんですが、これにつきましては、震災によりまして、いかんべ祭と月次の加茂神社の梵天祭が震災により自粛したということで、それらに伴う補助金の減額補正でございます。いかんべ祭のほうは320万円、梵天祭が8万5,000円ということで、それらの減額補正でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、学校教育課関係の減額補正についての説明をさせていただきますと思います。

烏山小学校、それから烏山中学校の工事の減額につきましては、平塚議員ご指摘のとおり、空調関係の減額に伴うもので、発注の仕方によって設計費、それから工事費については烏山小学校の場合一括発注ということでの発注ということもございまして、それから設計内容の機器の単価についても、発注当時の機器の流通等の単価等に見直しまして減額したことでございます。

中学校につきましては、発注形態が随契ということで、そういったことも影響して、それから工事の設計単価を流通の発注時の単価に見なおしたということで減額して、このような金額の減額になったわけでございます。

それから、2点目の空調の機器のことでございますが、確かに空調を設置するにあたりまして、学校教育課として各学校に空調の設定温度につきましては19度ということで指示をしております。設定温度についても近隣の学校等精査しながら、それから節電対策等も考えながら設定いたしましたものでございまして、また、空調の送風口も後ろから1カ所というようにところもございまして、かなり子供さんたちは寒い環境なのかなとは思っています。

その辺、今後、ことしのような寒い冬もまた来ることも予想されますので、今後、学校の現場の先生方と十分協議しながら、その効率的な節電を兼ね備えた運用について今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、住宅リフォームなんですけれども、これは栃木県下で他市町村に先駆けてやったわけなんですけど、3月定例議会でこれを当初予算で認めていただいたわけなんですけれども、残念ながら3.11の大震災を受けました。それで、全壊が66戸、大半壊が17戸、半壊が116戸、一部損壊が2,807戸、合計3,006戸が那須烏山市では被害を受けております。

これで、いろいろな助成制度を市はやりまして、特に5万円以上の被害で10万円を限度に

災害復旧支援金、これは県下のほかの市町村ではやっていないんですね。これで2月10日までに1,571件のお宅に5万円以上10万円までの支援金を出している。この支援金をいただいたところは、この住宅リフォームは重ねてできないんですね。対象にならない。

こういうことで、鹿沼のほうでは同じように住宅リフォーム助成が4月から始まったんですが、あそこは災害復旧支援金が出ないんですね。したがって、この住宅リフォーム助成事業を活用してやったと。そのために一千何百円というような後で補正を繰り返しながら事業を広げたという経緯がありますので、うちのほうは100件予定したものが22件しかなかったというのは、22件も、この1,571件も災害復旧支援金を出して、それ以上に300万円とかいろいろありますからね、そういうような多額なお金を出しているご家庭には、この住宅リフォーム助成制度は使えない、使えなかったと。それでも22件あったということをぜひご理解いただきたい。

それで、行政のほうでもお知らせ版等でこの制度をやっていますし、商工会の工業部会のほうでもこのPRをしていると思うんですが、ぜひ来年度はこういう事業がやられていること自体がわかっていないという状況もあると思うので、ぜひPRのほうをお願いしたい。とりわけ下水道に切りかえることについて、各ご家庭が下水道につないで、そして家庭内の水回りを修理する場合には、この住宅リフォーム助成制度が使えますので、それも含めて大いに宣伝をしていただきたい。このように考えます。

次に、エアコンの問題ですけれども、ぜひ現場に行って、先生や子供の話を聞いて、来年、新年度は市長肝いりですべての小中学校、そして保育園、幼稚園そこまでエアコンを配備されるそうなのですが、これが実際にちゃんと必要な機能が果たされないと、何のための工事になってしまうのかわかりませんので、その辺、ぜひ目的に沿った適切な利用が図れますようにご検討をお願いしたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） ただいま今回の減額に対するご理解、大変ありがとうございます。今後はPRも十分にやってまいりたいと思っております。また、この制度が少しでも公共下水道の加入率のアップにつながればなど私どもも考えております。そういうことで、十分に上下水道課とも連携を密にしまして、今後、なお一層のPRに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） ただいま平塚議員からご提言いただいた空調関係の学校での運用について、十分現場と連携しながら効率的な運用ができるように、また平成24年度に予

定されております学校空調の設置についても、そういった例を考えながら設置してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、言いそびれましたが、この災害被害のいろいろな相談や申請手続業務というのは年度をまたいで平成24年度も継続してやる。したがって、それで該当すればさまざまな支援金をいただけるという理解でいいんですよね。そのことだけ確認しておきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今般もちよっと補正させていただきますが、当初予算でももちろん計上していますので、今後とも継続的に窓口も設置しますし、受付は進めていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 5時18分

再開 午後 5時27分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 簡単に質問しますので、簡単に答弁をお願いしたいと思います。

デマンド交通であります。平成23年9月からやるわけでありました。いろいろ事情はあったと思いますが、1年おくれということでこれの補正は23ページの地域交通対策の委託料のあれかなと思うんですが、それは1点確認させていただきます。

あと、放射線の測定器を3台購入されるということでもあります。多分35ページの災害対策費かなと思いますが、これは食物用ですよね。3台ということでもありますので、どこに設置されるのか。あるいは一般の市民が測定を依頼してきた場合には有料でやるのかどうか。先日の新聞などを見ますと、あるお医者さんは有料でやっている記事が載っておりました。そんなことでもありますので、どこに設置し、有料なのか無料なのか。その辺を説明いただければと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、デマンド交通関係です。これにつきましては、23ページの地域交通対策費800万円、ご指摘のとおりでございます。災害のために申しわけありません、1年おくらせていただきまして、ことしの10月のスタートに向けて今準備を進めて

おります。

それから、放射線測定器であります。3台分今回措置させていただきました。これはご指摘の項目のとおりでございます。3台につきましては学校給食用に今、烏山小学校と烏山中学校とやっていますので、烏山小学校のほうに1台設置いたしまして両方そこで測定をするということ。もう1台は、にこにこ保育園におきまして、保育園関係をやって、もう1台は烏山庁舎に配置をいたします。これで烏山関係の保育園と一般の市民の方に広くPRして、持ってきていただいて、その場で危機管理のほうで管理をいたしまして指導しつつ、予約を受け付けながら、予約しないと結構時間がかかるものですから、そんな形で3台活用していきたいと考えております。

有料か無料か、今のところは有料は考えておりませんので、無料ということで今進めていますが、今後細部検討の中ではちょっとどんなふうになるかは検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 簡単に明快に説明ありがとうございます。

烏山の給食センター調理場ということですから、給食センターが完成後は給食センターに来るという考えでよろしいんですね。

あと、予約制という条件はありますけれども、当面は無料で対応されるということでありませぬ。ありがとうございます。明快に。

○議長（滝田志孝） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 1点だけお願いします。29ページの予防費、これは子育て支援の1つの策として、国のほうでも真剣に今取り組んでいるところだと思うんですね。ここで予防接種の子宮頸がんも3種接種ですか、これのマイナス4,800万円ほどあるんですが、これはなぜこういうようなマイナスになったのか。内容を教えてもらいたい。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、お答えをいたします。子宮頸がん等ワクチン、この交付金が付記で説明がございますが、これは子宮頸がん等交付金となっております。中身につきましては子宮頸がん、ヒブワクチン、小児性肺炎球菌ということで、これは平成23年度から事業を実施したものでございます。

それで、金額が少ない点につきましては、私どもで当初予算で対象人員すべて計上しております。その関係もございまして、参考までに申し上げたいと思います。受診率なんです。子宮頸がんにつきましては見込みといたしまして約75%程度。ヒブワクチンにつきましては30%、肺炎球菌につきましては30%というふうな状況でございます。このヒブと特に小児

性肺炎球菌の受診率が低いことにつきましては、平成23年度から事業を実施しております。既にその以前に受診をしている方も中にはいらっしゃる。

それから、ヒブと小児性肺炎球菌がワクチンが同時接種が難しいんですね。そうしますと、普通の定期予防接種もございまして、そういった関係もあるのかなとは思いますが、このヒブと小児性肺炎球菌の関係で、接種後、新聞記事か何かに載っていたかと思うんですが、死亡例が出たのがございました。そういったこともありまして、なかなか受診率が伸びていない。あくまでここは任意の予防接種でございますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 接種率が少ないという。これはやはり年齢も赤ちゃんのタイミングがあると思うんですけれども、せっかくこういう制度ができていますので、もう少し広くPRしてもらって、推進してもらいたいと要望します。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） 確かに平山議員のおっしゃるとおりですね。これから、せっかくの補助が始まったわけでございますし、最近テレビを見ますとこの3つのワクチンにつきまして、日本医師会のほうで定期予防接種のほうに動いてはというような形のコマーシャルを最近見ました。せっかくのあれですから、今までも妊娠の届けがあった場合とか、お子さんが生まれたときとか、それぞれ1歳児半とかそういった健診のときにも保健師のほうでも周知といいますか、啓蒙活動も行っておりますので、今後、さらにそこら辺のところの周知を図ってまいりますと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 15点ほど用意していましたが大分減りました。それでは順を追って質問させていただきます。

まず、7ページ、ここに債務負担行為がありまして、その中の被災住宅再建利子補給事業とあります。限度額341万5,000円ほどありますが、この資金の利用者数ですね、現在何名ぐらいになっているか。これをまず1点お伺いしたいと思います。

次に、21ページを開いていただきたいと思います。ここに緊急防災災害事業債として、さっきの4億8,900万円を計上いたしました。これは具体的に今回の予算の中で何に使うのか。これをお伺いいたします。

3点目は、30ページの塵芥処理費です。これは去年の4月に初めて予算計上しました。あ

のときは3億4,000万円を計上しました、これだけかかりますよと。ところが12月と今回をマイナスマイナスしまして、わずか7,000万円になってしまったんですね。補助金も1億7,000万円のところを事業費が減りましたからということで2,600万円になりましたが、これ、なぜこれほどどんどんどん減らしたのか。もうこれで平成23年度の事業はすべて見込みどおり終わったのかどうか。

次に36ページに七合小学校体育館の事業費が計上してあります。3億6,200万円ほどなんですが、この全体事業費は幾らかかるのか。その全体事業費に対して財源内訳です。今の見込みの内訳で結構ですから、これをお伺いしたいと思います。

次に38ページで教育費関係なんですが、長者ヶ平の保存事業がありますね。これは平成21年度から始まりまして、これから提案されます平成24年度の予算を含めると6,700万円を超えるんですね。平成23年度分は予算が全部消化しきれないということで来年度に繰り越す部分もあるようですが、この全体的な計画は幾らなのか。どんな事業なのか改めてお伺いしたいと思います。

国民健康保険会計のほうで13ページにその他の償還金というのが3億6,200万円ほどあるんですが、この償還金先と償還理由についてお伺いをします。

もう一つ最後に、下水道会計、7ページに受益者負担金、これは当初で1,820万円ほど計上したところ、今回9,900万円とおよそ半分になってしまったんですが、なぜこれほど受益者負担金が減ってしまったのか。

それともう1点、予算書に計上されているのかどうかわかりませんのでお伺いしたいんですが、原発事故による損害賠償金、この那須烏山市は今のところ全く請求はされていないのでしょうか。また、請求にあたるような何か被災事業はなかったのでしょうか。これについて最後にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず1点目、7ページの被災住宅の利子補給関係です。現時点、平成23年度中に26件ほど相談がございました。今後、平成24年度も受け付ける必要があるだろうということで10件ほど見込んでおりまして、その5年間、これは利子補給ということなものですから、平成24年から平成28年まで341万5,000円、債務負担行為ということで組ませていただきました。

それともう1点、最後の原発の関係の補償関係です。まだ、請求には至っておりませんが、先日、2月24日、県で説明会がございました。県での請求方針が固まりましたので、その説明と市町の被害についても単独にそれぞればらばらにやっても効果がないだろうということな

ので、県ではある程度まとめて、栃木県の市町分、県分というふうに分けるんだらうと思うんですが、そのような形で請求をすべきだらうということでの打ち合わせ会がありまして、4月の上旬までに各市町の災害、原発関係でどんな費用がかかったのか。今回の測定器を買うとか、いろいろな部分があるんだらうと思うんですが、そういう部分について今、各課に周知を出して、うちも危機管理のほうで集約をした上で、県のほうに出して一括請求をしたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、21ページの緊急防災・減災事業債4億8,900万円のご説明ということでございます。

まず、初めに、緊急防災・減災事業の制度でございますけれども、これにつきましては東日本大震災の発生によりまして、新たに創設された制度でございます。全国的に緊急に実施する必要性が高い防災、減災のための事業を対象とするということで今年度創設されております。

具体的には、今年度平成23年度、国の一般会計予算の第1号によりまして指定をされております学校施設環境改善交付金事業、それから、同じく平成23年度一般会計補正予算（第3号）に規定されております全国防災対策費に係る事業ということでございます。本市の事業で何が該当するかと申しますと、第1号補正予算に該当いたしますのが、烏山小学校の校舎及び空調の改修事業、烏山中学校の空調設置事業でございます。

第3号補正予算に該当しておりますのが、七合小学校の体育館整備事業ということでございます。この制度の採択を受けた場合に、通常の国庫補助金を除いた市の負担分につきましては、減災・防災事業債という起債を借りることができます。充当率は100%でございますけれども、後年度元利償還金が交付税に措置されるということで、補助対象分につきましては80%が交付税で措置される。単独事業分につきましても70%が交付税で措置されるという非常に有利な起債でございますので、こちらを活用することといたしました。

このうち、烏山小学校と烏山中学校の空調の部分、こちらについては当初補助残の市の負担分について合併特例債を充てることを予定しておりましたけれども、合併特例債よりはこちらの減災・防災事業債のほうが有利な起債ということで、今回、起債の組みかえを行ったものでございます。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） それでは、塵芥処理費の大きく減額になった原因のご説明をさせていただきますと思います。

原因は2つほどございます。まず、1番目の原因は、災害廃棄物の処理を県外の一般廃棄物

管理型の最終処分場で処分を当初予定した。県内になかなかそういう処分場がございませんので、そのときの単価が1トン当たり4万5,000円という単価でございました。ところが、いろいろ研究した結果、リサイクル処理ができる施設が県外とか県内にも見つかりましたので、その単価が例えばかわら1つをとってみますと、トン当たり4,000円ということで1けたも安くなっているということで、大きく安くなったということでございます。

あと2番目の原因ですけれども、皆さんもご存じのとおり、まだまだ屋根の上にブルーシートが乗っていると思います。そんなことから、搬入量が思ったほど伸びていないということが原因だと思います。やはりまだまだ復興が進んでいないのかなというふうに思います。

そんなことから、次年度の平成24年度当初予算にも引き続き災害廃棄物の搬入を当初予算のほうにも予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、ご質問のありました七合小学校の全体事業費と財源の内訳についてお答え申し上げたいと思います。

七合小学校の体育館の全体事業費でございますが、これまで実施しております設計費、それから、これから実施します工事費、関係します備品購入、合わせて3億8,893万7,000円を現在のところ計画してございます。

財源の内訳でございますが、先ほど総合政策課長坂本からお話し申し上げましたように、緊急防災・減災事業債を活用するというので、起債が2億8,560万円と国庫補助負担金、合わせて7,301万3,000円、残りの3,032万4,000円が一般財源ということで現在予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 長者ヶ平遺跡の保存事業計画についてということでお尋ねでございます。

この事業につきましては、当面政庁部を含む部分、それから政庁部の官衙地域の保存部分、辰街道、東山道跡の道路部分の公有地化ということで計画をしております。当初約5万平方メートルの土地を公有地化する計画で進めておりました。平成23年度につきましては約1万1,000平方メートル、こちらはほとんど山林等を購入するというので計画しておりましたが、本年度約4,100平方メートルについては購入を進めているところでございますが、約7,000平方メートルにつきましてはまだ地権者さん等との合意が得られておりませんので、この部分を次年度に繰り越すという形で進めております。



また、平成24年度につきましても、山林、あそこのグリーンライン農道付近の畑を合わせまして、やはり1万1,600平米ほどを購入する計画で予算計上したところでございますが、平成25年度以降につきましても、全体計画の縮小も含めた形でもう一度全体計画を見直すということで、平成25年度以降につきましてもは公有地化についてまだ未定でございます。

購入いたしました山林等につきましては、原則そのまま多少間伐等はいたしますが、そのままの形で保存し、その辰街道、東山道跡ともハイキングコース等というような形で整備ができればと思っております。また、道路に面した畑地につきましては、一部は仮設の駐車場というような形で整備するほか、ほとんどを芝生等を張りまして管理していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（滝田志孝） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 国民健康保険の補正予算の償還金3,620万6,000円のことに対しましてお尋ねをいただきましたので、お答えいたします。

これは平成23年10月25日、厚生労働大臣に平成22年度の国民健康保険療養給付費負担金事業の実績報告をしましたが、算定額6億6,999万3,585円で、交付済額7億619万9,064円で、その差額3,620万5,479円が超過交付となっていたため、国に償還金としてお返しするものでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） 下水道会計の受益者負担金990万円の減額理由についてでございます。

減額の主な理由は、2つの原因、結果によるものでございます。まず1点目が、12月に当初予算を積算するわけでございますが、その当初予算の積算時の受益者負担金、いわゆる受益者戸数を88戸と見積もっておりました。平成22年度の実施にあたりまして、詳細設計、実施設計をかけるわけなんですけれども、実施設計時は68戸が対象ということになりまして、この間、この差額が20戸あります。したがって、予算積算時の戸数と実施設計時の戸数に大きな20戸という乖離が生じたため、このような結果になっております。この点につきましては深く反省しております。

もう1点目が、例年下水道の汚水ます設置にあたりましては、平成7年から順次施工してきてたんですけれども、過去の例を統計をとりますと、おおむね大体93.44%ぐらいの方々は公共汚水ますを設置いただいております。これらの例から、多分このぐらいはという感じは持っていたんですけれども、実際に施工してみると、非常に多くの方が汚水ますの設置を拒否しております。

先ほど申し上げましたとおり、68戸で設計したんですけれども、実際に汚水ますを設置いただいた方は49戸ということで、19件が汚水ますの設置拒否ということで、非常に率から申し上げますと72.06%ということで、過去の例にない拒否があったものですから、今回990万円の減に至ったという理由でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 1点だけ再質問させていただきます。

この長者ヶ平の関係なんですけど、計画ではおよそ5万平米を購入するそうですね。そのうち平成23年、平成24年で2万4,600平米ほど買うということ、まだまだそうしますと平成25年度以降、この土地の購入が続くわけなんですけど、この5万平米の土地、畑や山林を購入して、具体的にどのような公園といいますか、施設とする計画なのか。1点だけお伺いします。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 当初約5万平米ということで計画をしてございましたが、本年度と平成24年度で約2万2,000平米強を購入いたしまして、平成25年度以降につきましては整地用部分ということで、水田等の部分なんですけど、こちらにつきましてはもう少し具体的な計画を練ってからということで、農振、農用地等の絡みもございまして、完全な計画ができてからということになりますので、その部分についての購入はまだ今のところ未定でございます。その辺も今後の見直しの過程では縮小される可能性もございまして。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 文化財の話なんですけど、5万平米とか縮小とかってやめたほうがいい。大体この国から補助金があるからとっている事業で後まで残って、これがまた金を食うんだ。今、そんな財政状況か。何でこういうのをやるんだ。補助事業だから何でもいから飛びつく。補助事業をやったために財政が逼迫するということはいっぱいあるんだよ。ところが、その文化財保護といたって、だれが見にくるんだ。何の役にも立たない。そういうのが日本全国いっぱいあるんだよ。そんなものやっている暇ないだろう。山林買っちゃったからしょうがないからそれは市有財産でもっていいよ。それ以上のものはやるんじゃない。

これから市の財政はどうなっていくのかわからない。何も考えないでそんなことやっていったら、それこそ大変だよ。それでなくたって、どこか減額しなくちゃならない。そういう状況に来ているだろう。大体この財政規模は80億円ぐらいなんだよ。今、140億円ぐらい使

っているんだよ。借金だってこれからどんどんふえているんだよ。こんな市民のためのもので税金を使うんだったらいい。市民のためじゃない。たったわずかな国の補助が出るからといってそういう事業をやることによって、財政が今度はどんどん悪化する。だから、この問題はもう買ったんだからしょうがないが、あとはもうやめろ。どう考えているのか。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ただいまのご意見をご意見としてお伺いいたしまして、調査委員会等もごございますので、そちらで審議をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） そんなまどろっこしいことをやっていたってしょうがない。こんな審議委員会の人が責任をとってくれるのか。予算を使っちゃって、市民のために使う予算だったらおれは構わない。こんなもの市民のためにならない。どこかわけのわからない文化庁か何か知らないけれども、それが国の予算をとるために地方自治にこれをやれ、そうすれば予算つけてやるから。全部くれるならいい。もうこれは金くれない。あとの始末はだれがするんだといったら、市民の税金を払うんだ、市民のためじゃないのに。5万平米なんてとんでもない。だから、もうこんな計画はやめたほうがいいというんだけど、審議会があるからそこで審議をして、やめるといふのなら市としてはこの問題に関しては審議会にもうやめると、それを審議してくれるのかどうか。そのぐらい聞いておこう。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 長者ヶ平遺跡、さくら市とも一緒に指定されておりますので、さくら市等との協議も必要になります。今年度購入する予定計画は辰街道を挟んで反対側がさくら市になりまして、やはりさくら市側でも公有地化を進めておりますので、対外的なものもごございますので十分その辺、今後煮詰めていきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） さくら市はできるからいいんだ。そんなところと比べものにならないだろう。あそこはどんどん入ってくるから。ところがこっちはどんどん入ってこなくなる。だから、さくら市だってその方が話は都合がいいと。あなたのところだけやれや。そのくらいのことを言っていないとだめだ、これ。けど、あの始末がどうするんだと。それを考えていかなくちやだめだと言っているんだから。さくら市とも協議して、そこから結論出してくれ。ただ、私としてはこういう事業は反対だ。こういう考えであります。答弁は結構です。

○議長（滝田志孝） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 一般会計補正予算、25ページの民生費の中で社会福祉総務費ですね。この中の特定疾患福祉手当の、いわゆる難病手当についてお聞きしたいと思います。

47万6,000円が補正をされておりますが、これは金額で換算すると9名分の増加だと思うんですが、患者の認定が年度途中であったのかどうか。あと、現在、給付されている人数は何名か。

以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 特定患者福祉手当のご質問でございまして、これは月額4,000円を支給しております。平成23年度当初予算を算定する時点、平成22年の11月現在137名で積算しておりましたが、ことしの2月現在、150名の方が対象になってございます。そのために今回、増額補正をさせていただきました。

特定患者と小児慢性特定患者につきましては、県が認定していることでございますので、増減につきましては把握しておりませんが、県の認定時にこういう制度があるという照会がありまして、利用者が毎年ふえているような状況でございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第10号から議案第17号までの8議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採択いたします。

初めに、日程第28 議案第10号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第11号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第12号 平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第13号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32 議案第14号 平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第33 議案第15号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第34 議案第16号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第35 議案第17号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第36 議案第1号から日程第44 議案第9号までの平成24年度当初予算の9議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程 第36 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計予算について
  - ◎日程 第37 議案第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
  - ◎日程 第38 議案第3号 平成24年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
  - ◎日程 第39 議案第4号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
  - ◎日程 第40 議案第5号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
  - ◎日程 第41 議案第6号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について
  - ◎日程 第42 議案第7号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
  - ◎日程 第43 議案第8号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について
  - ◎日程 第44 議案第9号 平成24年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（滝田志孝） したがって、議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計予算から議案第9号 平成24年度那須烏山市水道事業会計予算までの9議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から第9号までの提案理由

の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成24年度那須烏山市一般会計予算についてであります。個人所得の減少、企業収益の悪化等によりまして地方税収入が落ち込むのに加えまして、昨年の東日本大震災により市民生活と経済状況は大きな影響を受け、本市の財政は極めて厳しい状況にあります。

このような中、平成24年度予算は、国、県等の情報を的確に把握をしながら、健全な行財政運営に努め、引き続き那須烏山市総合計画「ひかり輝くまちづくり」の実現を目指し、安全・安心、教育、福祉、保健、医療、環境などの各種事業を市民目線、市民の生活優先を基本に展開をするために、選択と集中による予算を編成いたしました。

この結果、平成24年度一般会計歳入歳出の予算総額は124億8,000万円とし、前年度比2億8,800万円、2.3%の減額でございます。

内容を申し上げます。まず、歳入であります。市税は、個人・法人市民税が12億530万円、前年度比0.8%の増額でありまして、固定資産税は13億7,427万1,000円、前年度比1.9%の減額であります。たばこ税、軽自動車税は若干の増額を見込んでおりますが、総額では前年度比1,595万2,000円、0.6%減の27億9,637万2,000円といたしました。

地方譲与税は、昨年度と同額の1億3,000万円。地方消費税交付金は前年度比1.9%増の2億2,000万円を見込みました。地方特例交付金は、子ども手当給付費の補てん分がなくなり、住宅取得税の減収補てん分のみとなるため、前年度比79.5%減の900万円であります。

地方交付税は、普通交付税の平成23年度分が前年度以上の確保ができたこと等を勘案いたしまして、前年度比2億円、4.7%増の44億5,000万円を計上いたしました。

国庫支出金は、通常的生活保護費負担金1億8,999万円や障害者介護給付費負担金1億6,749万4,000円のほか、子ども手当負担金が3億1,057万6,000円、前年度比1億6,630万8,000円、34.9%の減であります。

公立学校施設整備費補助金4,196万9,000円、これは前年度比1億5,092万8,000円、78.2%の減であります。道整備交付金の皆減等によりまして、前年度比3億9,767万6,000円、30%減の総額9億2,976万円といたしました。

繰入金、基金は財源不足を財政調整基金から4億2,200万円繰り入れることといたしまして、前年度比93万5,000円増の4億6,413万8,000円といたしました。

市債は、前年度より5,920万円多い21億8,750万円となりました。これは、学校給食センター建設事業費及び新消防庁舎建設事業負担金等の合併特例債事業15億7,000万円などが主な要因でございます。

また、臨時財政対策債は、国の地財計画及び前年度の実績を勘案し、前年度比5,000万円、10%増の5億5,000万円といたしました。

歳出に移ります。議会費は前年度比1,827万3,000円、10.7%減の1億5,298万8,000円であります。これは主に議員共済負担金の減額によるものでございます。

一方、平成24年度に那須烏山市議会議長が栃木県市議会議長会会長に就任しますことから、事務費等を増額をいたしております。

総務費は、前年度比3,886万2,000円、3.1%減の12億2,031万3,000円であります。主な内容は、新規のデマンド交通運行管理費、栃木県知事選挙費、外国人登録事務費等を増額した一方、職員人件費、地域ICT利活用モデル構築事業費、固定資産税課税客体整備事業等を減額したものであります。

民生費は前年度比1億7,505万9,000円、5.0%減の33億4,424万8,000円でございます。このうち障害者介護給付、訓練等給付費、後期高齢者医療制度事業費などの扶助費を増額をいたしておりますが、社会福祉整備費は皆減、制度改正に伴う子ども手当給付費の減額などがございます。また、震災関連といたしまして、災害救助費、災害援護資金貸付金を新規に計上いたしております。

衛生費は、前年度比7,497万2,000円、5.3%減の13億3,977万円であります。これは広域行政事務組合負担金の病院費及び塵芥処理費の減額が主な要因であります。一方、新規事業といたしまして、太陽光発電設備設置補助金の創設、震災関連の被災がれき、木材、廃材処理費を計上いたしております。

労働費は、前年度比9,052万5,000円、85.3%減の1,565万2,000円であります。これは、雇用対策事業費の縮小によるものであります。なお、この雇用対策事業は、平成23年度までの3カ年事業でありましたが、東日本大震災によりまして、継続事業となっております。

農林水産業費は、前年度比2,442万7,000円、7.1%増の3億6,858万3,000円であります。これは地籍調査事業費、農業振興費の増額や、中山間地域グラウンドワーク活動支援事業、新規就農総合支援事業等の新規計上が主な内容であります。

商工費は、前年度費2,067万円、6.5%増の3億4,075万5,000円であります。これは震災によります観光施設復旧整備費や商工振興資金貸付事業費の中小企業への貸付金を増額をいたしております。

土木費は、前年度比1億7,034万5,000円、15.0%減の9億6,584万9,000円あります。これは、道整備交付金事業の完了が主な減額要因であります。下水道事業特別会計繰出金は前年度比2,790万円、14.6%の増額であります。



消防費は、前年度比3億640万8,000円、33.8%増の12億1,244万9,000円であります。これは新消防庁舎建設に伴う広域行政事務組合負担金が主な要因であります。

教育費は、前年度比1億308万3,000円、4.6%減の21億1,810万7,000円であります。これは烏山小学校、烏山中学校校舎の耐震化事業等が完了したことによるものであります。学校給食センター施設整備事業に6億713万4,000円を計上いたしております。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費26.8%、教育費17.0%、公債費11.1%、衛生費10.7%、総務費9.8%の順となっております。また、性質別構成比は、補助費等が21.5%を占め、次いで人件費18.1%、普通建設事業費14%、扶助費13%の順となっております。

次に、議案第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ、高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況にあります。このため、経費の節減合理化を図りつつ予算を編成いたしました。

まず、国民健康保険特別会計の事業勘定をご説明申し上げます。平成24年度事業勘定の歳入歳出予算総額は前年度比0.9%減の34億4,720万円であります。

歳出の主な内容は、保険給付費が予算総額の65.4%で、次に、後期高齢者支援金等12.6%、共同事業拠出金12.1%、介護納付金7.0%であります。主な財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金であります。このうち国民健康保険税は、前年度比2.6%減の8億4,332万7,000円であります。

減額の主な要因は、所得の減少に伴う課税標準額の減少並びに平成23年度分から軽減割合の見直しを図った影響でございます。なお、財源不足が生じたことから、財政調整基金繰入金より1億7,000万円、一般会計財政補てん繰入金1,408万8,000円を措置をいたしております。

次に、診療施設勘定であります。平成24年度診療施設勘定歳入歳出予算総額は、前年度比11.2%減の7,640万円であります。

歳出の主なものは、総務費が予算総額の56.2%を占め、次に医業費40.9%であります。新規事業といたしましては、国、県の補助を受けまして、七合診療所エックス線撮影装置、レントゲンを設置いたします。これらの主な財源は診療収入と繰入金でございまして、繰入金は境診療所の診療施設債の償還金分のみの計上であります。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりま

すことを申し添えます。

次は、議案第3号 平成24年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてであります。平成24年度熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比1.2%増の5,260万円であります。

歳出の主な内容は、総務費が62.5%を占め、続いて医業費が35.6%であります。これらの財源は、診療収入をもって措置し、不足財源を一般会計繰入金で措置をいたしました。

診療所は地域の一次医療機関といたしまして、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を担っております。経営については厳しい状況にございますが、今後とも健全経営に努めてまいりたいと考えております。

議案第4号は、平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成24年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比13%増の3億1,400万円であります。歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金88.6%で、次に健康診査事業8.8%であります。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち後期高齢者医療保険料は、前年度比19%増の1億9,431万円であります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額をした保険料額を補てんするために、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を8,388万9,000円、事務費繰入金1,663万7,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療の被保険者見込み数は4,885人でありまして、昨年度の4,848人より0.7%の増となっております。

議案第5号は、平成24年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてであります。平成24年度介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比1億2,130万円、5.3%増の24億530万円であります。

歳入の主な内容は、第1号被保険者介護保険料、国庫支出金、社会保険診療報酬支払基金、県支出金及び一般会計繰入金であります。

次に、歳出の主な内容は、介護保険給付費及び地域支援事業費等でございます。昨年度高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定したところでございますが、平成24年度はその初年度であります。引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、市地域包括支援センターを中心に、高齢者への介護予防事業としていきいき健康教室や介護予防プログラム、運動機能の向上、栄養管理指導、口腔ケア、総合相談事業などに積極的に取り組み、介護予防と市民の健康増進を図ってまいりたいと考えております。

また、地域密着型特別養護老人ホーム整備等サービス基盤の整備支援を進め、本格的な超高

齢化社会に対応するために、介護サービスの充実と質の向上及び介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

議案第6号は、平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。興野地区を区域といたします農業集落排水事業は、平成12年1月に供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでまいりました。平成23年3月末の水洗化率は80.14%であります。

平成24年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算総額は5,670万円であります。歳出の主な内容は、水処理センター等の施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これらの財源は、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置をいたしました。

議案第7号は、平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。下水道事業の烏山中央処理区は、全体計画区域260ヘクタールのうち、認可区域99ヘクタールの整備を進めているところでございますが、平成23年3月末の整備面積は約95.4ヘクタール、全体計画に対する整備率36.7%であります。その水洗化率は27.67%で、年間汚水処理量は12万4,700立方メートルであります。

南那須処理区は、全体計画区域76ヘクタールのうち、平成23年3月末までに64ヘクタールの整備を完了し、その水洗化率は87.18%で、年間汚水処理量は20万3,600立方メートルであります。

さて、平成24年下水道事業特別会計歳入歳出予算総額は3億5,810万円であります。歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、舟戸中継ポンプ場基本設計に係る業務委託費、管渠築造工事費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。主な財源は、受益者負担金、下水道使用量、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等でございます。

議案第8号は、平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。平成24年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算総額は1億円であります。歳出の主な内容は、簡易水道の人件費、維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息であります。その財源は水道使用料、加入金、一般会計繰入金等であります。

簡易水道事業につきましては、円滑な事業運営を図るとともに、日常生活に不可欠な水道水の安定供給と公衆衛生の維持向上を図るために、施設の維持管理に万全を期してまいり所存でございます。

議案第9号は、平成24年度那須烏山市水道事業会計予算についてであります。平成24年度水道事業会計当初予算の業務概要は、給水戸数8,680戸、年間給水量237万4,715立方メートル、1日平均給水量6,506立方メートル、主な建設改良事業費6,326万8,

000円でございます。

収益的収入の主な内容は、水道料金、他会計補助金等で予算総額5億4,420万円であり、収益的支出の主な内容は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等で予算総額5億2,410万1,000円でございます。

投資的経費であります資本的収入の主な内容は、企業債、他会計出資金等で予算総額9,190万8,000円であります。資本的支出は、建設改良費といたしまして、江川橋水道管添架整備費、西野配水場補修費、高瀬地内配水管布設整備費等がございまして、そのほか企業債還元金等を含め予算総額3億7,097万2,000円でございます。

水道事業は引き続き、経済的運営と公共の福祉の増進に心がけまして、良質で安全な水道水を安定的に供給をすることで、多くの市民から信頼をされる水道事業経営を構築してまいりたいと考えております。

また、収納率の向上、経費の節減など、なお一層の企業努力を重ねながら、利用者の利便性とサービスの向上を図るとともに、自然災害に対する備えにも十分配慮しながら、安定供給のため施設の維持管理や整備等に努めてまいり所存でございます。

以上、議案第1号から議案第9号まで一括提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程中の平成24年度当初予算につきましては、3月9日の本会議におきまして総括質疑の後、各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、平成24年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月9日と決定いたしました。

---

#### ◎日程第45 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（滝田志孝） 日程第45 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり4件です。この請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○10番（水上正治） 私、議会運営委員会のとくに確認しなかったんですが、請願書等を4件受理していますけれども、郵送で送られたというのはこの中に入らないですか。わかりました。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

それでは、日程第45 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり4件です。この請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

したがって、付託第1号のとおり、所管の経済建設常任委員会並びに文教福祉常任委員会に付託いたします。

---

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。大変お疲れさまでございました。

〔午後 6時31分散会〕